

## 第 8 5 回神河町議会定例会に提出された議案

### ○町長提出議案

- 報告第 5 号 平成 2 9 年度神河町一般会計予算繰越明許費に係る繰越計算書の報告の件
- 報告第 6 号 平成 2 9 年度神河町下水道事業会計予算に係る繰越計算書の報告の件
- 報告第 7 号 平成 2 9 年度兵庫県町土地開発公社の事業報告の件
- 第 5 3 号議案 中播公平委員会委員の選任の件
- 第 5 4 号議案 神河町光ブロードバンド施設の提供に関する条例制定の件
- 第 5 5 号議案 神河町ケーブルテレビネットワーク設置条例の一部を改正する条例制定の件
- 第 5 6 号議案 神河町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定の件
- 第 5 7 号議案 兵庫県市町交通災害共済組合理約の一部変更について
- 第 5 8 号議案 町営住宅柏尾団地建替工事請負契約の件
- 第 5 9 号議案 平成 3 0 年度神河町一般会計補正予算（第 2 号）
- 第 6 0 号議案 平成 3 0 年度神河町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 第 6 1 号議案 平成 3 0 年度神河町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 第 6 2 号議案 平成 3 0 年度神河町介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 第 6 3 号議案 平成 3 0 年度神河町水道事業会計補正予算（第 1 号）
- 第 6 4 号議案 平成 3 0 年度神河町下水道事業会計補正予算（第 1 号）
- 第 6 5 号議案 平成 3 0 年度公立神崎総合病院事業会計補正予算（第 1 号）
- 第 6 6 号議案 神河町中央公民館空調設備等改修工事請負契約の件
- 第 6 7 号議案 神河町コミュニティバスの取得の件



神河町告示第82号

第85回神河町議会定例会を次のとおり招集する。

平成30年6月7日

神河町長 山 名 宗 悟

1 期 日 平成30年6月15日

2 場 所 神河町役場 議場

---

○開会日に応招した議員

廣 納 良 幸

三 谷 克 巳

澤 田 俊 一

小 寺 俊 輔

吉 岡 嘉 宏

小 島 義 次

松 山 陽 子

藤 森 正 晴

藤 原 裕 和

栗 原 廣 哉

藤 原 日 順

安 部 重 助

---

○応招しなかった議員

な し

---



---

平成30年 第85回（定例）神 河 町 議 会 会 議 録（第1日）

平成30年6月15日（金曜日）

---

議事日程（第1号）

平成30年6月15日 午前9時開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸報告
- 日程第4 報告第5号 平成29年度神河町一般会計予算繰越明許費に係る繰越計算書の報告の件
- 日程第5 報告第6号 平成29年度神河町下水道事業会計予算に係る繰越計算書の報告の件
- 日程第6 報告第7号 平成29年度兵庫県町土地開発公社の事業報告の件
- 日程第7 第53号議案 中播公平委員会委員の選任の件
- 日程第8 第54号議案 神河町光ブロードバンド施設の提供に関する条例制定の件
- 日程第9 第55号議案 神河町ケーブルテレビネットワーク設置条例の一部を改正する条例制定の件
- 日程第10 第56号議案 神河町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定の件
- 日程第11 第57号議案 兵庫県市町交通災害共済組合規約の一部変更について
- 日程第12 第58号議案 町営住宅柏尾団地建替工事請負契約の件
- 日程第13 第59号議案 平成30年度神河町一般会計補正予算（第2号）
- 日程第14 第60号議案 平成30年度神河町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第15 第61号議案 平成30年度神河町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第16 第62号議案 平成30年度神河町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第17 第63号議案 平成30年度神河町水道事業会計補正予算（第1号）
- 日程第18 第64号議案 平成30年度神河町下水道事業会計補正予算（第1号）
- 日程第19 第65号議案 平成30年度公立神崎総合病院事業会計補正予算（第1号）

---

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸報告
- 日程第4 報告第5号 平成29年度神河町一般会計予算繰越明許費に係る繰越計算書の報告の件

- 日程第5 報告第6号 平成29年度神河町下水道事業会計予算に係る繰越計算書の報告の件
- 日程第6 報告第7号 平成29年度兵庫県町土地開発公社の事業報告の件
- 日程第7 第53号議案 中播公平委員会委員の選任の件
- 日程第8 第54号議案 神河町光ブロードバンド施設の提供に関する条例制定の件
- 日程第9 第55号議案 神河町ケーブルテレビネットワーク設置条例の一部を改正する条例制定の件
- 日程第10 第56号議案 神河町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定の件
- 日程第11 第57号議案 兵庫県市町交通災害共済組合理約の一部変更について
- 日程第12 第58号議案 町営住宅柏尾団地建替工事請負契約の件
- 日程第13 第59号議案 平成30年度神河町一般会計補正予算（第2号）
- 日程第14 第60号議案 平成30年度神河町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第15 第61号議案 平成30年度神河町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第16 第62号議案 平成30年度神河町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第17 第63号議案 平成30年度神河町水道事業会計補正予算（第1号）
- 日程第18 第64号議案 平成30年度神河町下水道事業会計補正予算（第1号）
- 日程第19 第65号議案 平成30年度公立神崎総合病院事業会計補正予算（第1号）

---

出席議員（12名）

1番 廣 納 良 幸	7番 松 山 陽 子
2番 三 谷 克 巳	8番 藤 森 正 晴
3番 澤 田 俊 一	9番 藤 原 裕 和
4番 小 寺 俊 輔	10番 栗 原 廣 哉
5番 吉 岡 嘉 宏	11番 藤 原 日 順
6番 小 島 義 次	12番 安 部 重 助

---

欠席議員（なし）

---

欠 員（なし）

---

事務局出席職員職氏名

局長 ..... 坂 田 英 之      主事 ..... 山 名 雅 也

---

説明のため出席した者の職氏名

町長 ..... 山 名 宗 悟      地域振興課参事兼施設連携まちづくり事業特命参事

副町長	前田 義人	小林 英和	
教育長	入江 多喜夫	地域振興課参事兼農林業特命参事	
町参事	石堂 浩一	多田 守	
総務課長	日和 哲朗	建設課長	真弓 俊英
総務課参事兼財政特命参事		地籍課長	児島 則行
	児島 修二	上下水道課長	中島 康之
情報センター所長	藤原 秀洋	健康福祉課長	桐月 俊彦
税務課長兼滞納整理特命参事		健康福祉課参事兼保健師事業特命参事	
	和田 正治		保西 瞳
住民生活課長	高木 浩	会計管理者兼会計課長	
住民生活課参事兼防災特命参事			山本 哲也
	田中 晋平	病院事務長	藤原 秀明
ひと・まち・みらい課長		病院総務課長兼施設課長	
	藤原 登志幸		藤原 広行
地域振興課長		教育課長兼センター所長	
	山下 和久		藤原 美樹

#### 議長挨拶

○議長（安部 重助君） 皆さん、おはようございます。開会に先立ちまして、一言御挨拶を申し上げます。

梅雨空のもと、色とりどりのアジサイが咲き、私たちの目を楽しませてくれております。反面、梅雨前線により、大雨の危険にも十分注意しなければならない季節となっております。

本日ここに第85回神河町議会定例会が招集されましたところ、議員各位並びに執行部におかれましては、定刻までに御参集を賜り開会できますことは、町政のため、まことに御同慶にたえません。

今月12日にはシンガポールで史上初となるトランプ・アメリカ大統領と北朝鮮の金正恩朝鮮労働党委員長によるトップ会談が行われ、北朝鮮の完全な非核化や米朝関係正常化、朝鮮半島の恒久的な平和体制構築等について議論が交わされた模様であります。今後、日本を初め世界各国にどのような影響があるのか気になるところであります。

兵庫県においては、ことしは県政150周年の節目の年であります。記念事業が各地で予定され、多様性に富む五国から構成されてきた県域全体のさらなる調和を図られようとしております。7月12日には記念式典も予定されております。

我が町においては、合併後最高となる一般会計約100億円の予算が生まれ、30年度事業がスタートしております。適正に執行され、町民皆様が喜ばれるまちづくりができるよう、議会の責任をしっかりと果たさなければなりません。

本日提案されます案件は、報告、人事案件、条例の制定及び一部改正、組合格約の一部変更、請負契約、補正予算の計16件が予定されています。最終日に追加の提案もあるようございます。この後、議会運営委員長より詳しく報告があります。いずれも町政にとって重要な案件であります。議員各位には格別の御精励を賜りまして、適正妥当な結論が得られ、結果として町民の負託に応えられるよう望みまして開会の挨拶といたします。

#### 町長挨拶

○町長（山名 宗悟君） おはようございます。第85回神河町議会定例会の開会に当たりまして、私のほうからも一言御挨拶を申し上げます。

史上初、そして歴史的な米朝首脳会談が、12日、シンガポールにおいて開催されました。さまざまな評価がされているようですが、軍事ではなく対話による協議がなされたことは、朝鮮半島の非核化に向けた第一歩であると考えます。また、日本人拉致についてトランプ大統領より提起され、解決に向けた新たな段階に入る状況も伺えるなど、今後の動向に注目していきたいと考えます。

国内に目を向けてみますと、今国会において18歳成民法改正法が成立、また、会期延長により、働き方改革法案、カジノ法案などの重要法案の審議が注目される場所でもあります。いずれにしましても、十分な審議を尽くすことが最優先される国会であることを願うものであります。

さて、ことしも平年並みの梅雨入りとなりましたが、比較的晴天に恵まれ、また、朝夕しのぎやすい毎日が続く中、6月9日の犬見川ほたるまつり、中村区ほたるまつりは予定どおり開催することができ、多くの人でにぎわいを見せたところでもあります。引き続き16日には子供会球技大会、こっとな亭のほたる祭り、17日は歴史ウオーク、また30日は新田ふるさと村、ほたる&夏祭り、さらに7月1日は第1回神河ヒルクライム、寺前駅前商店会青空市、越知川名水街道夏物語、そしてグリーンエコー笠形の川開きと、盛りだくさんのスケジュールとなっています。いずれにしましても、天候に恵まれて盛大に開催できますことを期待するところでもあります。

また、5月14日より、9回目となります集落別懇談会を回らせていただいておりますが、来週より大河内エリアに入ってまいります。「交流から定住、住み続けたい町神河」と題して、神河の重点施策、とりわけ地域創生事業を初め、公立神崎総合病院、ケーブルテレビ、超高速ブロードバンド事業、集落要望事業の推進などを中心に報告、説明をさせていただきながら、町民の皆様からの直接御意見、御提言をお聞きし、それをもって各種政策のスピードアップから神河町の活性化につなげてまいりたいと考えております。

さて、本日は、第85回神河町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位の御出席を賜り、議会が開催できますことを厚くお礼申し上げます。今定例会には、報告3



件、人事案件 1 件、条例制定 3 件、規約の変更 1 件、工事請負契約 1 件、平成 30 年度一般会計ほか補正予算 7 件の計 16 件を提案させていただきます。

以上、議員の皆様にはよろしく御審議賜り、御承認くださいますようお願いを申し上げます。開会の御挨拶とさせていただきます。

---

#### 午前 9 時 07 分開会

○議長（安部 重助君） ただいまの出席議員数は 12 名であります。定足数に達していますので、第 85 回神河町議会定例会を開会します。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

---

#### 日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（安部 重助君） 日程第 1 は、会議録署名議員の指名であります。

会議録署名議員は、会議規則第 127 条の規定により、議長から指名いたします。

3 番、澤田俊一議員、4 番、小寺俊輔議員、以上 2 名を指名します。

---

○議長（安部 重助君） 次の日程に入る前に、先般開かれました議会運営委員会の決定事項について、委員長から報告を受けます。

廣納良幸議会運営委員長。

○議会運営委員会委員長（廣納 良幸君） おはようございます。議会運営委員会の廣納でございます。去る 6 月 12 日に議会運営委員会を開催し、今期定例会の議事運営等について協議し、決定した事項を御報告申し上げます。

まず、会期の日程ですが、本日から 6 月 27 日までの 13 日間と決しております。

町長から提出される議案は、報告 3 件、人事案件 1 件、条例の制定及び一部改正 3 件、規約の一部変更 1 件、工事請負契約 1 件、補正予算 7 件、計 16 件となっております。なお、追加提出議案として、最終日に工事請負契約の件と財産の取得の件、2 件が提出される予定となっております。

議事日程につきましては、お手元に配付のとおりでございます。

本日第 1 日目は、提案説明の後に質疑を行い、報告第 5 号から第 7 号については了承、第 53 号議案については同意、第 54 号議案から第 58 号議案については表決をお願いすることとしております。

第 59 号議案の一般会計補正予算については、総務文教常任委員会に付託し、審査をお願いすることとしております。

第 60 号議案から第 65 号議案の各特別会計、企業会計補正予算については、最終日採決としております。

一般質問につきましては、事前に通知のとおり、通告締め切りを 6 月 7 日の午後 3 時

とし、通告がありました7名の議員により、本会議第2日目の21日と第3日の22日に行います。

27日の最終日は、委員会に付託いたしました議案の審査報告を受け、表決をお願いすることとしております。

以上のとおり、今期定例会の会期日程及び議事日程等について決定し、議長をお願いをいたしております。

なお、議会議事規則第51条に、会議において発言しようとする者は、挙手をし議長と呼び、自己の議席番号を告げ、議長の許可を求めなければならないとありますので、議長に聞こえるように大きな声で発言の要求を行うこと、また、質疑、答弁ともに簡潔明瞭に行うことを特にお願いを申し上げます。

以上で議会運営委員会の報告を終わります。

○議長（安部 重助君） 議会運営委員長の報告が終わりました。

それでは、日程に戻ります。

---

## 日程第2 会期の決定

○議長（安部 重助君） 日程第2、会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。今期定例会の会期は、本日から6月27日までの13日間としたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安部 重助君） 御異議なしと認めます。よって、今期定例会の会期は、本日から6月27日までの13日間と決定しました。

---

## 日程第3 諸報告

○議長（安部 重助君） 日程第3、諸報告でございます。

まず、監査委員より例月出納検査の監査報告を提示していただいております。お手元にその写しを配付しておりますので、御一読願います。

閉会中の主な事柄については、別紙一覧表として配付しております。

なお、各委員会の閉会中の活動状況については、各委員長より報告をしていただきます。

まず、総務文教常任委員会、お願いします。

三谷克巳総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員会委員長（三谷 克巳君） 2番、三谷克巳でございます。それでは、閉会中におけます総務文教常任委員会の活動調査の報告をいたします。

委員会を5月22日に開催し、所管の事務調査を行いましたので、その内容について、お手元の開催結果報告によりまして報告をいたします。

最初に、教育委員会ですが、教育施設の整備については、30年度は越知谷小学校の

エアコン整備、長谷小学校の洋式トイレ化とエアコン整備が予定されておりますが、32年ごろまでに施設ごとの長寿命化計画の策定が求められているので、児童数、それから生徒数や幼稚園、保育所のあり方を検討しながら計画策定に取り組んでいくとのこととです。

次に、ふるさと自然体験ですが、昨年はスキー、そり遊びを小学校全学年と中学2年生を対象に実施しましたが、30年度は小学1年生と4年生、中学の2年生を対象に実施する予定でございます。

次に、通学合宿ですが、これは非常によい体験であるという意見もありますが、通学合宿で泊まるための準備が先生、保護者とも負担になっているので、教育委員会としては通学合宿を続けたいが、学校との兼ね合いで断念したとのこととでございます。

次に、福本遺跡は、去年、福本堂屋敷の発掘調査により遺構が発見されました。この遺構は福本遺跡でつくられた瓦の供給先と思われる寺院跡の可能性もありますので、今年度も範囲を拡大して9月ごろから調査に入ります。また、9月27日には現地説明会が予定されております。

次に、スポーツ・文化面の顕彰制度ですが、政策調整会議で対象となる大会の選定、激励金の額等の検討をしており、スポーツ・文化競技大会激励金交付要綱を8月ごろまでに制定したいとのこととです。委員会では、この要綱案について、激励金の額、また申請者の定義等について意見また要望を申し述べたところでございます。

次、2021年にはワールドマスターズゲームズ関西が開催されますが、その中で神河町がオリエンテーリング・ロングディスタンスの会場となり、2021年の5月28日か29日に大会が行われます。その1,000日前イベントとして、オリエンテーリング競技が来月の7月28日に行われます。対象は町民、近隣の方で、場所は役場周辺を考えているとのこととでございます。

次に、認定こども園に対する教育長の考え方の質疑がございました。幼保一体の流れが強くなっており、この流れは大事ですが、神河町は保育所が私立、幼稚園は公立という経営形態なので、整理しなければならないことが多くあると。方向性は認定こども園という思いであるとのこととございました。

次に、地域交流センターの関係ですが、センターの30年度の長期留学生は11名で、7軒の農家で受け入れています。地域交流センターは寄宿舍としての指定を受けていますので、長期留学生は受け入れることができますが、短期留学生を受け入れるためには旅館業の営業許可が必要ではないかという指摘を受けたため、8月まで短期留学事業の実施を見送っているとのこととでございます。このことにつきましては、法的に旅館業に該当するかしないかが明確でないので、法的な確認をするために、委員会を開いた時点での来週中、日にちでいきますと5月28日以降になりますが、に保健所と協議をしたいとのこととございました。仮に旅館業に該当すれば、その施設整備に6,000から7,000万円を要するとのこととでございます。

次に、給食センターですが、29年度の給食への異物混入件数は17件で、給食時に未然に発見され、除去されておりまして、健康被害は発生していないとのことをございます。

このほかの報告事項として、学校を業務改善の一環で、ことしから8月13、14、15日は盆休みとします。その間は教育委員会が対応するとのことをございます。

それから、例年、11月の文化の日に行っています芸能発表会は、中央公民館の空調設備等の更新工事の関係で12月9日に変更をいたしております。

また、白林陶芸館は、3月1日に町文化財の指定解除を行っております。

次に、情報センターのほうの報告に移ります。ケーブルテレビの高速化の取り組みですが、基盤整備としてのBS受信点の更新、局舎内の通信用・放送用機器の更新は完了しております。

次、神崎エリア内の光ファイバー、メッセージワイヤーの敷設は完了しております。クロージャラーは479台のうち360台の設置が完了しておりまして、また、そのうち184台は接続も完了しています。大河内エリア内につきましては、順次、宅内工事に入っていくとのことをございます。

インターネットの高速化につきましては、5月16日に700メガビットまで増強をしているところをございます。

次に、ケーブルテレビ事業ですが、これは来年度から指定管理料方式による指定管理の導入に向けて検討をしているところをございます。指定管理の業務の範囲はインターネット以外の全ての業務でございますので、ケーブルテレビへの職員の配置は考えていないとのことをございます。

次に、税務課ですが、30年度は固定資産の評価がえを行っております。その件で多くの問い合わせはありましたが、トラブルは起きていないとのことをございます。

次、コンビニ収納を4月1日から開始していますが、4月中に滞納者分が10数件、それから5月21日現在で、固定資産税、軽自動車税で594件の入金があったとのことをございます。また、クレジット収納は5月1日から開始をしておりまして、5月20日現在で16件の納付がありました。

次、個人住民税の特別徴収事業者の指定でございますが、これを県下一斉に行いまして、今のところトラブルは発生はしていないとのことをございます。

次に、会計課ですが、現金保管、各会計の収支、預貯金、一時借入金等の状況の説明を受けました。30年4月末の現金等保管総額は56億4,624万720円で、一方、一時借入金の現在高は12億円となっています。

最後に、総務課ですが、30年度の職員派遣の状況は、姫路土木福崎事務所に引き続き1名、それから県市町振興課財政班に1名派遣をしております。

それから、神河町の建設業協会からの入札最低制限価格の引き上げ、ランダム係数の公表の要望に対して最低制限価格の引き上げにつきましては、中央公契連及び兵庫県の

最低制限価格算定方式に準拠することとし、また、ランダム係数は21通りの係数を公表することとし、30年4月13日からの入札に適用をしております。ランダム係数を公表したことによる効果につきましては、くじ引きが極端に減ったとのことでございます。あと、ランダム係数を決める方法、時期についての質疑は、入札直前に予定価格を決めますので、そのときにパソコン上にランダムに出てくる係数を使っているとのことでした。

次に、本庁舎・中央公民館の改修・修繕でございますが、工事年次が分散するように配慮しまして、平成49年度までの年次計画を策定しております。改修・修繕の経費は約9億4,000万円を見込んでいるとのことでした。

次に、日曜窓口の廃止に関してですが、平成31年度から縮小しながら平成32年度実施を目途に進めるということで、30年度は住民への周知期間とするとのことでございます。日曜窓口廃止の話の経緯についての質疑がございまして、合併時から窓口対応をしてきたが、一方では職員が減員していく中で、コンビニ交付、それからまたコンビニ収納、クレジット収納の導入によって窓口サービスがさらに広がり、対応できるのではないかとございまして。区長会でも日曜窓口の廃止の方向の話をしてはいますが、具体的なことは言っていないので、特に反応はなかったとのことでした。

次に、障害者のグループホーム建設の件ですが、社会福祉法人いづみ福祉会から建設用地として町有地の貸し付けの申し出を受けましたので、神崎高校の東側の町有地を5年間無償貸与することで協議を進めているということでございます。この土地につきましては埋蔵文化財の包蔵地なので、試掘調査が必要になるとのことでした。

次に、公会計の整備の関係ですが、統一的な基準による財務書類は、貸借対照表、行政コスト計算書、純資産変動計算書、資金収支計算書の4種類で、28年度の会計決算の財務書類が作成されております。29年度分の公表についての質疑がありましたが、財務書類は決算後の置きかえに半年かかりますので、公表は1年おくれになるとのことでございます。

次に、29年度のふるさと納税の実績ですが、2,035件、3,278万3,000円となっております。お手元の開催結果報告の9ページの⑦番にこの項目を入れておりますが、金額の部分で3が2回書いてありますので、その3のほうの削除のお願いをしたいと思います。

次に、長期総合計画策定の件でございますが、審議会委員の30名が選出されております。委員会では審議会委員に障害者団体からの選出がないことの見解がありまして、福祉団体の委員さんは入れているので、意見はしっかり受けとめて進めていきたいとのことでした。なお、6月2日に委嘱書の交付、また、第1回目の審議会が開催をされております。

次に、ハート大使設置の件ですが、神河町ハート大使設置要綱を4月12日から施行しております。これは、町の魅力の情報発信、町へのアドバイス及び応援、町の知名度

の向上と円滑な行政執行に資することを目的としています。現実的には、ふるさと納税で多額寄附された方や神河町を応援したい人に応えるために現状の取り組みを条文化し、受け皿を広くするために要綱を整備するものでございます。委員会では、要綱の文言整理等の要望をいたしております。

次に、宿日直業務委託の件でございますが、県下の委託状況調査では、宿日直を職員がしているのは神河町だけ、日直は半数近い町がしていない状況なので、神河町も30年度に調整し、31年度からシルバー人材センター委託の予算化をしていきたいとのことでございます。

宿日直委託の考え方についての質疑がございまして、行政の流れは、業務に集中できる環境を整える方向で、委託できるものは委託し専門職により効率化を図っていく考えでございます。火災等、緊急時の対応は、行政防災無線で姫路市消防から自動転送で住民に周知することが可能になっておりますので、緊急時には職員にしっかり連絡が行き、体制がとれることは十分に考えて対応していく必要があると思っておりますとの回答でございました。

以上、大まかな報告をさせていただきましたが、これ以外の事項、質疑応答の内容につきましては、お手元の結果報告にまとめておりますので、後ほどごらんいただきたいと思っております。

これで委員長報告を終わります。

○議長（安部 重助君） 次に、民生福祉常任委員会、お願いします。

松山陽子民生福祉常任委員長。

○民生福祉常任委員会委員長（松山 陽子君） 皆さん、おはようございます。民生福祉常任委員長の松山でございます。閉会中の平成30年5月24日に開催しました民生福祉常任委員会について報告させていただきます。

執行部からは副町長及び関係課の管理職員の方々の出席のもと、事務調査を行いました。

なお、委員会資料をお手元に配付していただいておりますので、詳細については割愛させていただき、主な質疑応答を中心に報告させていただきます。

まず、公立神崎総合病院の所管について報告いたします。

初めに、29年度の仮決算と業務執行状況の説明を受けました。その内容は、入院患者数は約4万人で、前年度に比べ、約2,000人減っています。内科と麻酔科を除く診療科が減少し、特に整形外科の入院患者数の減少が目立っています。外来患者数は約11万人で、前年度に比べ5,000人減っています。特に内科と外科の患者の減少が目立っていますが、病院独自で透析患者の送迎を実施したことから、透析の患者数は約1割ふえており、また、休日・夜間の患者もふえております。

仮決算の状況については、純利益は約6,900万円のマイナスで、前年度に比べ4,090万円のマイナスとなっております。患者数が減ったことや電子カルテの導入、医療機

器の購入等が大きな影響の要因とされています。

次に、4月より在宅医療と介護サービスの担当者の連携支援、そしてケアマネジャーなどの相談を受けることを業務とする在宅医療・介護連携支援センターを病院内に設置し、そこに社会福祉士1名を配置しています。また、公立宍粟病院や姫路聖マリア病院との連携状況、そして、院長が策定された30年度の中期経営計画の柱と方針などについての説明を受けました。

質疑応答では、まず、仮決算について、約7,000万の赤字である中、今後、町からの繰り入れが3億6,000万に減るとの話もある中で、経営の分析や見通しはどうかとの質問に対し、病院のほうからは、北館改築後には病床を140床にスケールダウンするなどして経費の削減を図っていく。また、病院長の指揮命令のもと、救急の受け入れの努力もしていただいているということです。

そして、医師の確保については、この10月から内科の常勤医師の採用が決定しており、また、内科の医師派遣も依頼しているということです。また、この4月から、姫路の長久病院の協力により、脳神経外科を火曜日に開設している、加えて、32年度から泌尿器科の医師派遣の確約もいただいている状況であるとのこと、そして、これからの病院は連携が大切であり、姫路に建設予定の大規模な病院や町内外の診療所などとの連携もふやしていくことで収入の安定を図っていききたいとの回答でした。

また、職員間のコミュニケーション強化が必要ではないかという意見に対しては、病院は320名以上の職員がいるため、人間関係の形成等は難しいところであるが、横のつながりも重要であることから、親睦会の旅行を計画したり、月に一度、いろんな職種が会議室に集まり、持ち寄り弁当で食事をするなどの試みも行っている。それぞれの所属長の力量にかかってくるところでもあるが、情報共有や教育もしながら、よい環境でスムーズに仕事ができるよう進めている。今後も指導し、より強く進めていきたいとの回答でした。

次に、中期経営計画についてです。この計画を実施していくための職員への徹底方法についての質問に対し、まず、1月の職員会議において院長から方針の発表があり、その後、所属長会議、また、各部署で具体的計画を立てていきます。次に、院長を含めた執行部によりヒアリングをして内容の調整や確認を行っており、上半期終了後には実施状況の確認もしているとのこと。また、この仕組みは、品質改善や企業の体質改善・基盤強化を目的としたISOという取り組みともリンクしており、毎月行うマネジメントシステム推進委員会でもこの仕組みが動くように協議を進めている。また、外部の審査も受けているとの回答でした。

この方針の中で、今後に生かせる投資の提案をするとの事項があるが、この具体的な内容はとの質問に対し、想定しているのは、診療体制の整備において報酬単価を上げ、収入増につながる職員採用や機械の購入案、そしてコストが下げられる業務委託の案などがあるかと思う。各部署でそれぞれ検討をした提案が上がってくると考えていると

の回答でした。

次に、健康福祉課に移ります。生活支援協議体の推進状況についてですが、この協議体の設置に向けた説明会等は、健康福祉課職員と生活支援コーディネーター業務を委託した社会福祉協議会職員とで進められており、現在10集落が協議体を設置された状況です。長谷ブロックでは3月に、未設置の集落も含めた情報交換会が開催されたとのことです。

次に、障害者施設整備の検討状況については、3月下旬に市川町のいづみ福祉会により、神崎高校正門の東隣の町有地を借りてグループホームを建設したい旨との申し出があり、その後、健康福祉課から要望したショートステイ設置の件についても、グループホームの開設、1から2年後に設置を考えているとの回答がありました。それを受けて、役場の関係課協議と政策調整会議で協議を行い、町有地利用と建設については可、よいとの判断を出し、6月5日には福本区に説明に行く予定との説明を受けております。

質疑応答では、地域包括ケアシステムの構築に関して、在宅医療・介護連携推進事業の取り組みの中で、入院から退院、在宅への一連の流れにおいてどの項目があるが、具体的にはどのような計画かとの問いに対し、在宅で療養されている高齢の方の、介護保険サービスの利用状況などの生活情報が書かれた、誰が見てもわかり共有できる連携ノートをつくる予定であるとの回答でした。そのほか、住民の方が見て連携状況がわかる、現在の段階での神河町の地域包括ケアシステムの概念図のようなものをつくってもらいたい。また、地域の支え合いマップづくりについても取り組んではどうかとの意見も出しました。

次に、障害者福祉については、グループホーム建設予定地の埋蔵文化財の有無の調査は済んでいるかとの質問に対し、埋蔵文化財がある場合でも、それより50センチから60センチより上に建てるのであれば問題がないと言われていることから、まず建設図面を作成してもらい、それに基づき基礎工事の深さや調査方法等を協議・検討していきたいとの回答でした。

また、32年度から、姫路市がケアステーションかんざきを離脱する予定とのことであるが、その後の経営は成り立つのかとの質問に対し、姫路市が負担している額は結構大きい額ではある。しかし、人件費や事業費を圧縮することは難しいことから、非常に現在複雑、多岐になってきている障害福祉分野の事業の中でケアステーションかんざきに担ってもらいたい事業を精査し、郡内3町と情報交換しながら、財政協力をしてもらえる方向性を出していきたいとの回答でした。

次に、住民生活課所管について報告いたします。中播北部行政事務組合の次期ごみ処理施設計画に関してですけれども、2月1日に3町の現区長宛てに建設候補地の公募依頼の文書を送付、4月12日に3町合同の公募要領説明会が開催され、神河町からは14区20名の方の参加がありました。今後のスケジュールとしては、7月20日に丹波市クリーンセンターの施設見学会、8月には一般廃棄物基本計画及び循環型社会形成推



進計画策定業務の発注、そして9月に候補地選定委員会を立ち上げる予定となっています。

防災・防犯対策の取り組みについては、まず、防災行政無線のふぐあいが多い地域に対しては、電界強度の引き上げやダイポールアンテナの設置をする方法などのシミュレーションや調査をして効果判断をし、ふぐあいの解消を図っていくとの説明を受けました。また、風速計の設置については、新設の場合、5台で1,300万との見積もりであり、政策調整会議を開き、調査研究を進めているとのことでした。

そして、子ども・子育て支援関連業務は、30年度からは教育課の所管事務となるとの報告も受けました。

質疑応答では、ごみ処理施設の件では、先進地の視察予定が7月20日とのことであるが、視察後に区の中で役員や総会を開く考えの区長さんもおられると思う。スケジュール的に厳しいのではないかと質問に対し、厳しいスケジュールではあるが、視察前にできる準備があれば対応していくので、対処していただきたいとの回答でした。

また、事前に業務委託し、建設候補地を選定されているとのことであるが、各区への公募の部分とはどのようにリンクしてくるかとの質問に対し、委託した業者は、建設が可能で適している土地を各町ごとに5カ所選定し、計15カ所全部を一括評価し順位をつけている。それと公募で出てきた候補地とを比較し、評価して決定していく。また、候補地の一括評価の結果は、現時点では公表されていないとの回答でした。

また、ごみ処理施設の候補地選定委員会委員の選出については、過去の反省点を踏まえ、慎重に行ってもらいたいとの意見も出ました。

そのほか、管理上の公平性を保つため、町管理の防犯灯・街路灯リストの早期作成を以前よりお願いしておりますが、再度、早期作成をとの意見も出ておりました。

以上で民生福祉常任委員会の報告を終わります。

○議長（安部 重助君） 次に、産業建設常任委員会、お願いします。

藤森正晴産業建設常任委員長。

○産業建設常任委員会委員長（藤森 正晴君） 8番、藤森です。閉会中の産業建設常任委員会の報告をいたします。

委員会は去る5月17日に開催をいたしました。主な報告をいたします。

最初に、建設課でございます。町道水走り中河原線は、30年度、秋桜たうん下側の城山谷川付近から西側の町道付近までの予定であります。また、用地交渉については相続関係は完了し、一人の名義になりました。あとは交渉重ねる段階であり、なるべく早く進めていくとのことでもあります。

次に、町道作畑・新田線であります。29年度、用地測量、物件調査を進め、30年度は用地買収をし、水谷から奥、新田ふるさと村まで業務を発注し進めている。この件については5カ年の整備計画であるが、辺地債の枠をふやして早く完成するべきではないかという問いがありました。これについて、完成にどのぐらいかかるかわからない状

態である。全線通行どめでできればやりやすいのですが、そうもいきませんが、早くやれるように調整し進めていくとの思いであります。

次に、上下水道課であります。水道事業の老朽管対策においては、40年以上たつて補助対象になる老朽管と、40年もたっていないが、頻繁にパンクする管とがあります。今のところ、補助を生かして、40年以上の老朽管を対象に10年で13キロメートルの更新を考えているとのことでもあります。

次に、下水道統廃合について、大河内浄化センターの市川町沢区との協議は、1回目、市川町建設課副課長と町参事同席で行い、現在3回行っております。地下水の汚濁や災害時不明水の流入等が心配とのことで折り合いがついてなく、また、新野区と沢区はつき合いが深く、一緒に行事もされているので、十分配慮しながら進めていくとのことでもあります。

次に、地籍課であります。事業は計画どおり順調に進捗しております。

次に、地域振興課、商工観光係であります。雨天時にかなりの汚濁水がスキー場から小田原川に流れ込んでいる。ゲレンデ周辺に吹きつけができればいいのだが、県立自然公園内の重要地区で困難である。センターハウス周辺に芝生を植えるなり、いろいろ検討をしているとのことでもあります。

次に、夏場の利用についてであります。ジップライン、これは森の中に張ったワイヤーを滑車で滑りおろすというような事業であります。これを設置し、7月1日を目途に稼働の予定である。また、センターハウスの食堂はホテルと調整して営業をしていきたいとのことでもあります。

次に、農林業係であります。振興作物のタマネギについては、JA兵庫西が産地化したいとのことで取り組まれております。また、アグリイノベーションのニンニクも収益的にプラスになっており、地域に適しており、面積拡大を図れると期待をされております。

次に、道の駅であります。道の駅「銀の馬車道・神河」においては、スペースが狭い、物がない、食べたいけれど、中に入れなるとの悪評判が続いております。農産物においても、露天での出店になるので、冬場はだめであった。季節もよくなり、協力者もふえてきてますが、品不足もあるが、野菜等をたくさん売る設定をしていなかったのが壁にぶつかっております。流通をしっかり研究しながら考えていきたいとのことでもあります。また、委員会からは、このままでは客が逃げていく、しっかり指導をして頑張ってもらいたい。今、入り込み客があるときを逃してはいけない。何とか早い対策をするようにと申し入れました。

次に、ひと・まち・みらい課であります。しんこうタウンは、30年度に入り7区画中、5区画を販売し、残り2区画となっております。完成後の次の分譲地については、町有地を活用し民間業者に賃貸物件をつくってもらうこととか、また、空き家を活用し住宅として生かしていくなど検討を重ねていくとの考えであります。

次に、4月からコミュニティバスのフリー乗降のエリア、時間帯の整備がなされましたが、時間帯の周知や、手を挙げるなり意思表示の方法に課題があり、住民の皆様の声を聞き、利便性を高めるバス運行に努めていきたいとのことであります。

次に、現地調査を行いました。6月4日に現地調査を行いまして、行った場所は、役場を出まして、福山のグローリー株式会社、そして町道作畑の工事現場、川の駅、粟賀の驛、道の駅「銀の馬車道・神河」、そしてヨーデルの森で食事をしまして、湊橋、そして砥峰高原から峰山高原スキー場へと行ってまいりました。

その中で、福山にあるグローリー株式会社のまるしいたけ培養施設では、栽培方法や出荷前の管理等について説明を受けました。いろいろと質疑もしております。

また、道の駅「銀の馬車道・神河」では、販売・飲食場所の狭さを痛感しております。次に、スキー場であります。スキー場では、人工降雪機等の保管・管理の仕方、また、雨水時の対策については、現状を見るに厳しい状況であり、十分検討する必要があるということを痛感しております。

以上が閉会中の産業建設常任委員会の報告であります。終わります。

○議長（安部 重助君） 次に、人権文化推進特別委員会、お願いします。

廣納良幸人権文化推進特別委員長。

○人権文化推進特別委員会委員長（廣納 良幸君） 人権文化推進特別委員会の廣納でございます。閉会中の委員会活動について御報告をいたします。

去る5月15日、人権文化推進特別委員会を開催し、平成29年度、30年度事業執行状況、30年4月末現在について説明を受け、調査を行いました。事業執行調査の報告について、結果を御報告申し上げます。

まず、教育課の藤原課長から、報告、説明を受けました。本年度の中学校3年生の修学旅行は全員参加で行われました。大変すばらしい傾向にあると思われまふ。何かのきっかけで、人は行動できるときがあるように思います。3年生になったときとか、クラスがえがあったときとか等々、大小はありますが、新たなスタートが切れるときがあり、大切に、また大事に見守る必要があります。小さなサインを見落とすことなく、先生方をお願いしたいと考えております。

人権教育のあり方について、昨年度同様に作文などの内容を見ると大変すばらしいものがあり、神河町の全小学校・中学校で発表し、人権に対する考え方、感じ方、思いを共有する学習ができないかと各委員会から意見、提言等もあり、神河町からもっと人権文化の香る町に必ずなり得ると確信し、思いを共有したいところであります。

次に、いじめ等に関する報告で、平成28年度から国・県からの通達等でささいな事案も報告しなければならなくなりまして、平成28年度では前年より小学校で34件、中学校で4件に増加しており、合計で38件になっております。平成29年度は小学校で43件、中学校は7件で、合計50件であります。内容につきましては、小学校ではあだ名を言われた、つねられたというものなどで、県の指導でささいなものまでカウン

トしていることもあり、少し増加しているものと思われます。

次に、住民生活課、高木課長より、本人通知制度の神河町における現状について説明を受けました。平成30年5月7日現在、登録者数627名、本人通知数162件、登録率5.43%、本人通知数の162件の内容は法人の第三者請求29件、個人の第三者請求、業務上のもの22件、八士業97件、本人の代理14件で、開示請求は25件となっております。

参考に、郡内の状況ですが、平成30年5月7日現在、市川町266人、1名増、福崎町147人、2人増です。ちなみに神河町では43人の増加になっており、郡内で差異があり、委員から、さらなる登録者数の増加を図るために、郡内3町で連携し啓蒙・啓発を行ってほしいとの意見があり、足並みをそろえていただくように継続的な努力をお願いしたいと考えております。

啓蒙・啓発窓口等（臨時窓口）について、平成28年6月5日、地域別人権教室事前研修会14名、平成28年11月26日、人権・青少年健全育成合同大会1名、平成28年10月3日から12月22日まで、40集落住民生活課説明会、平成29年2月11日、人権啓発大会9名、平成29年6月4日、地区別人権教室事前研修会で10名、平成29年12月2日、人権・青少年健全育成合同大会で7名、平成30年2月11日、人権啓発大会で12名であります。ロビーにて臨時窓口を設置し、参加者に事前登録を呼びかけました。事前登録者申出書の押印は、平成26年6月1日で廃止となっております。3年間の登録期間についても、本人に登録廃止の意向を文書で郵送し、廃止の申し出がなければ登録を継続することとなっております。

神河町議会人権文化推進特別委員会は、神河町人権文化推進協議会の廣納智秋会長様、以下メンバー様とともに、神河町の人権について日々問題はないかと教育委員会等を中心に情報の共有を行い、問題解決に臨んでいるところがございます。委員会は年に1度しか開催しませんが、全ての人権に関して諸問題が起きた場合には、直ちに委員会を開けるようにはしております。ですので、安心して御相談いただきたいと思っております。

子供たち、女性、高齢者、障害をお持ちの皆様等とともに人権を守るためにも、絶対に差別をしない、絶対に差別を許さないという強い信念で神河町の人権を守り抜きたいと思っております。行政機関、教育機関、学校等、または住民の皆様のお声が直ちに反映できる体制にあることも申し添えさせていただきます。

以上で人権文化推進特別委員会の報告を終わります。

○議長（安部 重助君） それでは、私のほうから、3月定例会以降の重立った事項について報告いたします。

3月28日、中播衛生施設事務組合議会定例会第2日目が開かれ、小林和男民生福祉常任委員長と私が出席しております。付議事件は平成30年度事務組一般会計予算についてで、原案のとおり可決しました。

同じく3月28日に中播農業共済事務組合議会定例会第2日目が開かれ、藤原裕和産

業建設常任委員長と私が出席しております。付議事件は平成30年度事務組合農業共済事業会計予算等についてで、原案のとおり可決しました。

3月29日、中播北部行政事務組合議会定例会第2日目が開かれ、廣納良幸副議長、小林和男民生福祉常任委員長と私が出席しております。付議事件は平成30年度事務組合会計予算についてで、原案のとおり可決しました。

4月1日、神河町消防団初出式並びに入退団式が開催され、私と各議員が出席しております。

4月5日、西播磨市町議長会第1回総会が姫路で開催され、私が出席しております。議事は平成29年度の事業報告並びに会計決算、平成30年度の事業計画並びに予算についてで、いずれも原案のとおり認定、可決しております。また、平成30年度から2年任期の副会長に私が選任されております。

4月7日、桜華園さくらまつりが開催され、私が出席しております。

4月8日、神河町商工会設立10周年記念式典が開催され、私と各議員が出席しております。

同じく4月8日にやまびこ学園入園の集いが開催され、私が出席しております。

4月9日、神崎高等学校入学式が開催され、廣納良幸副議長に出席していただいております。

同じく4月9日に生野高等学校入学式が開催され、私が出席しております。

4月26日、兵庫県町議会議長会正副会長会議が神戸で開かれ、私が出席しております。

5月10日、第183回兵庫県町議会議員公務災害補償組協議会定例会が神戸で開かれ、私が出席しております。議案は平成29年度一般会計決算についてで、原案のとおり認定しております。引き続き兵庫県町議会議長会評議員会議が開かれ、各町議長の異動の伴う役員を選任が行われ、私が副会長に再任されております。評議員会議の議題は、平成29年度一般会計決算の認定、平成30年度定期総会の運営等であり、いずれも原案のとおり認定、了承しております。

同じく5月10日に神河町人権文化推進協議会総会が開催され、廣納良幸人権文化推進特別委員長ほか各委員に出席していただいております。

5月12日、大阪医科大学地域総合医療科学寄附講座として、高校生のための地域医療講演会が神崎高校で開催され、私と各議員が出席しております。

5月18日、神河町国民健康保険運営協議会が開かれ、松山陽子民生福祉常任委員長に出席していただいております。

同じく5月18日に平成30年の兵庫県功労者表彰が県公館で開催され、神河町では自治功労を細岡重義前副町長と私が受けております。日ごろの議員各位の議会活動に対する真摯な取り組みのたまものと感謝する次第であります。

5月20日、神河町消防操法訓練大会が開催され、私と各議員が出席しております。

5月21日、神河町商工会通常総代会が開催され、栗原廣哉産業建設常任副委員長と私が出席しております。

5月26日、中播広域シルバー人材センター平成30年度定時総会が開催され、私が出席しております。

同じく5月26日に集落支援員活動報告会がセンター長谷で開催され、私と各議員が出席しております。

5月28日、神河町戦没者慰霊祭が姫路護国神社においてとり行われ、各議員に出席していただいております。

5月28日から5月29日、平成30年度町村議会議長・副議長全国研修会が東京国際フォーラムで開催され、藤原日順副議長と私が出席しております。研修事項は、総務省、町村議会のあり方に関する研究会報告書に関して、同研究会委員でもある山梨学院大学法学部教授、江藤俊昭氏から講演を受けた後、町村議会特別表彰を受けられた、長崎県小値賀町議会、福岡県大刀洗町議会、徳島県那賀町議会の3議会から議会活性化の取り組みについて事例発表があり、住民自治の視点から考えることの重要性について研修しました。

翌5月29日は、兵庫県町議会議長会主催の研修会が開催され、兵庫県東京事務所長の入江武信氏から「兵庫県における少子高齢化対策」と題して講演を受けました。

5月31日、兵庫県町議会議長会の第69回定期総会が神戸で開催され、私が出席しております。総会の冒頭において、県会長表彰及び全国会長表彰の伝達が行われ、兵庫県町議会議長会自治功労者表彰を小林和男前議員、山下皓司前議員、藤森正晴議員と私の4名が受けております。また、全国町村議会議長会自治功労者表彰を私が受けております。定期総会の議事については、県町議会議長会会長の清水会長から平成29年度会務報告が行われ、了承しております。総会終了後、「兵庫県政150周年事業について」と題して、兵庫県地域創生局長、今井良広氏から講演を受けております。

同じく5月31日に神河町観光協会通常総会が開催され、藤原日順副議長と藤森正晴産業建設常任委員長に出席していただいております。

6月1日、神崎郡議会議長会議が開かれ、私が出席しております。協議事項は、平成29年度事業報告及び決算、平成30年度事業計画についてであり、いずれも承認しております。

6月2日、第2次神河町長期総合計画審議会が開催され、三谷克巳総務文教常任委員長に出席していただいております。

6月9日、自主防災かみかわの総会が開催され、藤原日順副議長に出席していただいております。

また、定例会ごとに発行しております議会だよりにつきましては、4月4日に第54号を、臨時号として5月9日に第55号を、それぞれ各区長様を通じて全戸に配布しております。

以上で閉会中の重立った事項について報告を終わらせていただきます。

ここで暫時休憩をいたします。再開を10時30分といたします。

午前10時09分休憩

午前10時30分再開

○議長（安部 重助君） 再開します。

日程第4 報告第5号

○議長（安部 重助君） 日程第4、報告第5号、平成29年度神河町一般会計予算繰越明許費に係る繰越計算書の報告の件を議題といたします。

上程報告に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 報告第5号の報告理由並びに内容について御説明申し上げあります。

本報告は、平成29年度神河町一般会計予算繰越明許費に係る繰越計算書の報告の件でございます。

地方自治法施行令第146条第2項の規定によりまして、平成29年度の繰越明許費の7事業につきまして、繰越計算書をもって報告するものでございます。

以上が報告理由並びに内容でございます。

詳細につきまして、総務課財政特命参事から御説明いたしますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（安部 重助君） 詳細説明を求めます。

総務課、児島財政特命参事。

○総務課参事兼財政特命参事（児島 修二君） 総務課、児島でございます。それでは、詳細説明をいたします。

一般会計繰越明許費繰越計算書をお開きください。これにつきましては、3月定例会で可決していただきました5つの事業と、そして5月2日の臨時会で承認していただきました2つの事業、合わせて7つの事業の財源内訳の報告でございます。

6款商工費、1項商工費の観光施設等管理事業（観光施設ヨーデルの森改修工事）につきましては下水道処理工事でございますして、大山処理場へ接続するための工事費で、繰越額は870万円で全額一般財源でございます。

続きまして、7款土木費、2項道路橋梁費の町単独町道改良事業（町道作畑・新田線）につきましては辺地対策事業として実施をしておるものでございまして、繰越額は3,280万円で、未収入特定財源として地方債3,130万円、これは辺地債でございます、そして一般財源150万円でございます。同じく社会資本整備総合交付金事業（橋梁長寿命化修繕工事）につきましては繰越額3,850万円で、未収入特定財源として国

庫支出金1,950万1,000円、地方債1,520万円、そして一般財源は379万9,000円でございます。

続きまして、9款教育費、5項社会教育費の文化財保存事業（県指定文化財保存整備費等補助金）につきましては、昨年の台風21号で被災をいたしました吉富の春日神社の復旧修理に係るもので、繰越額は2,994万円でございます。これにつきましては、平成29年度で特別交付税を8割相当いただいております。その部分が一般財源として繰り越しをしておりますので、2,994万円の8割相当は特別交付税の繰り越し分ということになります。

続いて、13款災害復旧費、1項農林水産業施設災害復旧費の農地災害復旧事業は、昨年の台風18号で被災をいたしました峠地内の農地、畦畔の復旧に係るもので、繰越額は280万円、そして未収入特定財源として県支出金138万5,000円、そして、その他といたしまして、受益者からの分担金93万8,000円、地方債40万円、そして一般財源7万7,000円でございます。2項公共土木施設災害復旧費の公共土木施設災害復旧事業は、昨年の台風18号及び21号で被災をいたしました町道及び河川の復旧に係るもので、繰越額は1,090万7,000円で、未収入特定財源として国庫支出金453万6,000円、地方債620万円、そして一般財源17万1,000円でございます。3項その他公共施設・公用施設災害復旧費の観光施設災害復旧事業（かんざき大黒茶屋修繕復旧工事）につきましては、昨年の台風21号で被災したヨシぶき屋根の修繕復旧に係るもので、繰越額は444万1,000円、未収入特定財源として、その他として災害共済金222万円、そして一般財源222万1,000円でございます。

これらによりまして、翌年度へ繰り越すべき財源の合計額といたしましては、一般財源の合計額4,640万8,000円でございます。

以上で詳細説明を終わります。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（安部 重助君） 報告が終わりました。本報告に対する質疑に入ります。

藤原裕和議員。

○議員（9番 藤原 裕和君） 9番、藤原です。ただいま説明をしていただいたんですけども、建設課長にお伺いをいたします。

7番の土木費、作畑・新田線、この部分の改良工事の3,280万ですか、その部分の工事内容、繰り越しの分、それと13番の災害復旧の、この部分の災害復旧にかかわる部分で1,090万7,000円ですか、この部分の工事内容、復旧内容、繰り越しの部分、この説明をお願いいたします。

○議長（安部 重助君） 真弓建設課長。

○建設課長（真弓 俊英君） 建設課、真弓でございます。まず最初に、作畑・新田線の方についてでございます。ちょっとお待ちください、資料を広げます。作畑・新田線でございますが、繰越額は3,280万円でございます。その内訳といたしまして、工事を2カ所やってございます。この前、産建の現地視察のときに見ていただいた箇所を2カ



所でございます。それからあと……（「工事内容」と呼ぶ者あり）工事内容は、まず、昨年入札しました分が路肩の擁壁と、それからそれに伴う水路と舗装の取り合いの修繕、それから、4月初めに入札しました分、今現在工事かかっている部分でございます。その部分につきましては、田んぼ側のブロック積みと、あと水路と取り合い舗装というふうな形で発注してございます。それ以外に用地測量、水谷から新田ふるさと村への委託費、それから物件調査がでございます。それから、繰り越した部分の物件調査の中で170万円を補償として現地はもう動いておりますので、その部分も物件補償費が入ってございます。それから、用地費もこの中に入っております。

それから、災害復旧費のまず公共土木災害復旧費でございます。1つ目は上小田の大瀬小原線というところで、県道から入ったところののり面が落ちた部分ののり面復旧をネット等でしております。それから、高坂川なんですけれども、平成25年で災害を受けた、ちょっと上流になるんですけれども、その部分を現地の石積みで復旧した部分が該当します。以上でございます。

○議長（安部 重助君） 藤原裕和議員。

○議員（9番 藤原 裕和君） 9番、藤原です。私も担当の委員会の委員でもありまして、今の説明は大方は理解をいたします。

まず、委員会でも多少は述べたんですけれども、実は29年度でやった作畑・新田線の工事について、工事中に実は建設課の職員が、担当の方がいろいろ、その地権者等の協力も得るとか、現場での話か、そういうようなことも伺ったんですけれども、実は次の年度で、例えば擁壁から、一部カーブ部分なんですけれども、除雪なんかの雪が家のほうへはねが来るとか、そういうガード的なフェンスをすとかせんとかというような話も少し伺ったんですけれども、担当の方がこの繰り越した部分でそういう工事をされるのかというまず1点。これは地権者から聞いてますので、そういう協議を担当の建設課の職員がされた、課長もそれはもちろん御存じだろうとは思いますが、お金がかかることなんで、その繰り越した部分の中でそれはやられようとしているのかということと、また、今の作畑・新田線の3,280万のこの部分の詳細な部分の工事内容が、後でもいいんですので、私のほうに、質問者は私ですので、またお教え願えればありがたいです。

以上です。その点についてお伺いをいたします。

○議長（安部 重助君） 真弓建設課長。

○建設課長（真弓 俊英君） 建設課、真弓でございます。先ほど藤原裕和議員さんからありました、雪のはねる、家のほうへですね、いう部分につきましては、ちょっと今後の検討というところで担当とは話をしております。ただ、29年の繰越予算でできるかどうかというのは、予算の関係もございまして後年度になるかもしれませんので、そのあたりは調整していきたいと思っております。

それから、先ほど言われました細かい資料ですね、はちょっと用意して、またお渡し

するようにしたいと思います。以上でございます。

○議長（安部 重助君） 藤原裕和議員。

○議員（9番 藤原 裕和君） 9番、藤原です。それと、先ほどの地元の方の、雪がはねが来るというような部分についてはよろしく、地権者の協力を得られていますので、そういうことで、できるだけの対応をしていただきたいと思います。

それと、現場を実は見させていただきまして、藤森委員長の報告もあったんですけども、実はちょっと工事が、私ども目から見ても雑い工事をされておると。実は29年度については、業者名は大河の山建さんが、山建工業さんですか、その方が元請をされて、下請は松本工業、鍛冶の松本工業さんですか、その方が全て、全部というていいほどのような工事、私も選挙中、あそこら辺上下しよったんでよく知っとなんですけども、全てを下請、丸っぽ投げたというような工事でありました。工事内容についても、こんな工事でいいのかなというような工事内容もあったんですけども、そこら辺について、これから、今、実はコマドメさんが工事に入っておられるんですか、この前も現場へ行ったときにですね。

委員長報告にもあったように、作畑・新田線を5年間でやるところをできるだけ早くやるんやというような委員会でも報告もいただいたんですけども、実は業者の工事内容をもっと、やっぱり長いこと使う道路でありますし、工事内容についても設計についてももちろんですし、施工業者についても、そこら辺の施工管理もしっかりしていただきたいと思うんです。そこら辺の建設課としての作畑・新田線の工事について、これから2年、3年、あと続くんですけども、3年、4年続くんですけども、建設課の方針。何か今の建設課長になってからも一つ工事が悪いような部分も、実は寺野地内、野村地内にかかっておる市川の橋梁の関係の舗装工事についても大変質が悪いようなアスファルト舗装をされていますので、そういうことも含めて、もっともっと厳しく現場を見ていただきたいという思いであります。以上です。

○議長（安部 重助君） 真弓建設課長。

○建設課長（真弓 俊英君） 建設課、真弓でございます。先ほどの山建工業さんが元請で、あと松本工業さんが下請であった部分、基本的なところは山建さんの現場代理人さんが一緒、ある程度はかかわってしているものというところで認識しております。工事の現地でもちょっと指摘のあった部分については、少しの補修というところで指導はしております。それに、一旦工事をしますと、やはり長期にわたって品質が保証できるようなところで、うちの課員ともどもしっかりと管理をしながら、いい工事をしていただくように努めてまいりたいと思っております。以上でございます。

○議長（安部 重助君） ほかにございませんか。

三谷議員。

○議員（2番 三谷 克巳君） 2番、三谷でございます。議題が繰越明許の計算書の話ですんで、これは財政の特命参事にお聞きをしたいと思うんですが、私自身の考え方と

思いは、これは繰越明許ですんで、本来でしたら、この分でいいますと、29年度中に何かの理由で年度内に工事が完成しなかったんで、仕方なしにこの予算を翌年度に繰り越して使用しますというのが繰越明許だと思っとなです。ある面では、そういう部分で、5月31日までにその内容などが決まって、この額を繰り越しますというのが計算書だと思うんですね。先ほど藤原裕和議員の質問の中で、建設課長は、地元要望の分については予算の範囲でするかせんかを決めますという話になれば、じゃあ、この計算はどういう話でされたんですかというのが一つ疑問に残ってくるんです。ですんで、この繰越明許の計算書のつくり方というのが、繰越明許費そのものの考え方がどうなのかという1点です。

それから、今、地元要望でいろんなことが出てくるとすれば、それは30年度の予算で採用すべきだと思うんですが、その辺の私の見解について、財政特命参事のお考えをお願いしたいと思います。

○議長（安部 重助君） 総務課、児島財政特命参事。

○総務課参事兼財政特命参事（児島 修二君） 総務課、児島でございます。あくまでも繰越明許で予算を計上いたしまして、議決をいただきました。その部分については平成29年度でいろんな事情の中で繰り越すべき事業でございますので、この部分の事業費には、いわゆるほかの追加であるとかそういう部分は一切入ってこないということでございますので、現年分で、そういう部分なところについては平成30年度の予算の範囲内、あるいは補正予算の中で対応していくべきものだと考えておりますので、当然、今後区要望が出てきた段階におきましても、緊急性等を勘案しながら補正予算に計上いたすもの、そして、次の平成31年度の当初で計上すべきものというふうに分けながら、その年度と来年度で予算を計上しながら実施していくべきものだというところでございますので、三谷議員おっしゃるとおりの見解でございます。以上です。

○議長（安部 重助君） ほかにございますか。

廣納議員。

○議員（1番 廣納 良幸君） 1番、廣納です。承認やったかな、これ、の問題が内容まで入り、最後には建設課長が相当悪そうに言われてしまうような内容で、また、三谷議員がおっしゃる。最前線で働いている職員の足を引っ張るようなことはやめたほうがいいですよ。そのとこでいろんな方と話しせないかんで、ある程度は多目に見ながらいうぐらいのね。皆さん、もうちょっと議員はね、一生懸命、職員の方は最前線で働いていただいとんやから、そこら辺は含めてでも、どないいうか、行政を円滑に進めていられるように議員方も協力してはいかがか。そこまで言われるんやったら、どこどこでどこどこがどんなふうに悪かったんや全部明らかにして、時系列的に証明してもらわなかんようなことになるんで、議長、そこら辺はひとつ、いわゆる全体の運営に関して今後どうするか。本題から外れてますから、いわゆるどこが悪いじゃなしに、繰越明許のどこがどこやいう説明だけで済まして、あとは委員会等で上げてもらったらいいんじ

ゃないでしょうか。議長、どない思われますか。

○議長（安部 重助君） 今、廣納議員が言われるとおりでございまして、若干の外れたところは私は許可をしたつもりではございますけれども、この辺でこの質疑は終わりたいと思います。

ほかに繰越明許費に関しての質問ございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（安部 重助君） 質疑がないようでございますので、質疑を終結します。

報告第5号については以上のとおりでございます。よろしく御了承のほどお願いいたします。

---

#### 日程第5 報告第6号

○議長（安部 重助君） 日程第5、報告第6号、平成29年度神河町下水道事業会計予算に係る繰越計算書の報告の件を議題とします。

上程報告に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 報告第6号の報告理由並びに内容について御説明申し上げます。

本報告は、平成29年度神河町下水道事業会計予算に係る繰越計算書の報告の件でございます。

平成29年度から進めております粟賀南部浄化センター長寿命化整備事業が入札不落により契約日がおくれたため、平成30年度への繰り越し事業としたことから、地方公営企業法第26条第3項の規定により、繰越計算書をもって報告するものでございます。

以上が報告理由並びに内容でございます。

詳細につきましては、上下水道課長から説明いたしますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（安部 重助君） 詳細説明を求めます。

中島上下水道課長。

○上下水道課長（中島 康之君） 上下水道課の中島でございます。報告第6号、平成29年度神河町下水道事業会計予算に係る繰越計算書の報告の件の内容につきまして御説明申し上げます。

平成29年度神河町下水道事業会計予算繰越計算書をごらんください。地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額、1款資本的支出、1項建設改良費、事業名、粟賀南部浄化センター長寿命化整備事業、予算計上額4,168万、支払義務発生額1,700万、翌年度繰越額2,468万円、財源内訳は国庫補助金1,357万4,000円、企業債1,110万円、損益勘定留保資金6,000円、不用額はゼロ円でございます。

この工事は、神河町と日本下水道事業団とで建設工事委託に関する協定を締結し、日

本下水道事業団の発注により実施設計、工事発注をする業務であります。日本下水道事業団とは2カ年契約で2億400万円の契約をしており、そのうち平成29年度分は4,168万円の工事予定としておりましたが、入札不落により工事実施ができなくなりました。具体的に言いますと、今回の工事については電気設備と水処理設備の工事で、8月に公告を行い、一般競争入札で執行した結果、電気設備は落札しましたが、水処理設備は不落となりました。その後も11月に行っても不落となり、12月に3回目の入札を行って、ようやく業者が決定したという状況でございます。水処理設備と電気設備はセットで行う工事となっており、また、水処理設備機器も受注生産の特殊な機器となっておりますので、年度内完成が無理になりましたので、翌年度に繰り越しを行うものであります。

以上が繰り越し内容並びに繰り越し理由でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（安部 重助君） 報告が終わりました。本報告に対する質疑に入ります。  
質疑ございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（安部 重助君） 質疑がないようでございます。質疑を終結します。

報告第6号については以上のとおりでございます。よろしく御了承のほどお願いいたします。

---

#### 日程第6 報告第7号

○議長（安部 重助君） 日程第6、報告第7号、平成29年度兵庫県町土地開発公社の事業報告の件を議題とします。

上程報告に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 報告第7号の報告理由並びに内容について御説明申し上げます。

本報告は、平成29年度兵庫県町土地開発公社の事業報告の件でございます。

この兵庫県町土地開発公社は、構成団体の兵庫県下12町から委託を受けて、公共用地の取得、処分等の事業を行うものであり、本報告は、地方自治法第243条の3第2項の規定により報告するものでございます。

以上が報告理由並びに内容でございます。

詳細につきまして、総務課財政特命参事から御説明いたしますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（安部 重助君） 詳細説明を求めます。

総務課、児島財政特命参事。

○総務課参事兼財政特命参事（児島 修二君） 総務課、児島でございます。それでは、兵庫県町土地開発公社の平成29年度事業報告書及び計算書類によりまして詳細説明を

いたしますので、まず、1ページをお開きください。

まず、事業概要でございます。平成29年度の公有地の取得事業において、委託による新たな土地の取得はありませんでした。土地の処分状況につきましては、3件、総額で1億4,100万1,000円でございます。うち平成29年度で処分が完了した土地につきましては、2件の1億2,914万1,000円でございます。この結果、年度末の借入残高につきましては1,186万円となっております。

続きまして、事業収支でございます。3年ぶりに赤字ということで、損失額が12万4,866円でございます。なお、この損失につきましては、当年度末未処分利益剰余金を処分をいたしまして、翌年度繰越剰余金を1,960万174円としておるところでございます。

2ページにつきましては、先ほど事業概要のところでも申しました数値が表になって入っております。

続いて、3ページをお開きください。財務の状況でございます。まず、収益的収入及び支出。

まず、収入でございます。1、事業収入、1、公有地取得事業収益というところで、決算額が1億4,120万8,900円でございます。これにつきましては、2町3件分でございます。それぞれの町からの買い戻しの金額でございます。その右へ行っていたかまして、予算額に比べ決算額の増減というところで、非常に多く増額をいたしております。1億2,860万8,900円でございます。これにつきましては、当初予定をしていなかった部分で、福崎町の繰り上げ償還に伴う買い戻しが増額をしたため、かなり伸びているというところでございます。続きまして、2、事業外収益、1、受取利息、1、基本財産利息2,475円でございます。これについては、12町からの出資金の総額1,800万円に対する利息でございます。続いて、2、預金利息2,271円、これにつきましては、未処分剰余金に係る利子でございます。合わせて4,746円でございます。これによりまして、収益的収入合計は1億4,121万3,646円でございます。

続いて、4ページ、支出でございます。1、事業原価1億4,120万8,900円でございます。これにつきましては、公有用地取得事業原価ということで、2町3件分につきまして金融機関への返済金でございます。続きまして、2、販売費及び一般管理費12万9,612円でございます。これにつきましては、この事業を執行する上で必要な経費というところで、1、旅費、3、需用費、4、役務費、6、負担金、補助及び交付金にそれぞれ支出をいたしております。これによりまして、収益的支出の合計は1億4,133万8,512円でございます。

そして、収益的収入の合計から収益的支出の合計を差し引きました当期純利益につきましては、マイナス12万4,866円ということでございます。

続いて、5ページをお開きください。5ページは資本的収入及び支出でございます。まず、収入でございます。収入、資本的収入につきましては、平成29年度では新たな

土地の取得がございませんでしたので、ゼロ計上でございます。続いて、支出でございます。資本的支出のうち、2、長期借入金返済金1億4,100万1,000円で、これにつきましては、2町からの買い戻しに係る元金相当分でございます。資本的支出合計につきましては、同じく1億4,100万1,000円でございます。

続いて、6ページ、一番上の(2)借入金の概要でございます。期末残高といたしましては1町1件分の1,186万円でございます、これが平成30年度に引き継がれております。

続いて、8ページをお開きください。8ページにつきましては、役員に関する事項でございます。現在は以下の13名の方が就任をされております。任期につきましては、就任されてから2年ということになってございます。

続いて、14ページをお開きください。平成30年3月31日現在の財産目録でございます。

まず、資産の部、1、流動資産といたしまして、1、預貯金につきましては、期末残高が3,760万174円、2、公有用地1,186万円、合わせまして4,946万174円でございます。

続きまして、負債の部、固定資産で長期借入金につきましては、期末残高が1,186万円でございます。そして、差し引き正味資産といたしましては3,760万174円でございます。これにつきましては、12町の出資総額が1,800万円、そして未処分利益剰余金が1,960万174円、合わせまして3,760万174円でございます。

続きまして、最後に、18ページをお開きください。この18ページ以降につきましては、平成30年度の事業計画及び資金計画でございます。平成30年度では新たに土地を取得する事業がございません。ということで、これ以降につきましては、先ほど言いました30年度の計画でございます。

以上で詳細説明を終わります。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（安部 重助君） 提案説明が終わりました。

本報告に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（安部 重助君） 質疑がないようでございます。質疑を終結します。

報告第7号については以上のとおりでございます。よろしく御了承のほどお願いいたします。

---

#### 日程第7 第53号議案

○議長（安部 重助君） 日程第7、第53号議案、中播公平委員会委員の選任の件を議題とします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第53号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、中播公平委員会委員の選任の件でございます。

中播公平委員会は3名の委員で構成しておりますが、そのうち、福崎町の田郷正則委員の任期が本年6月30日をもって満了となります。田郷委員には、平成26年7月から1期4年間を務めていただきましたが、このたび任期満了に伴い御勇退されることとなり、新任として中塚保彦氏を選任いたしたく、議会の同意を求めるものでございます。

なお、委員の任期は4年で、現在、田郷氏以外に、神河町の森本佳也氏と市川町の松下洋一氏が就任されております。

以上が提案理由並びに内容でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（安部 重助君） 提案説明が終わりました。

本議案に対する質疑に入ります。質疑、特にございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（安部 重助君） 質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

反対討論ございませんか。

〔反対討論なし〕

○議長（安部 重助君） 賛成討論ございませんか。

〔賛成討論なし〕

○議長（安部 重助君） 討論ないようでございます。討論を終結します。

これより第53号議案を採決します。本案については、原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（安部 重助君） 起立全員であります。よって、第53号議案は、原案のとおり同意することに決定しました。

---

#### 日程第8 第54号議案

○議長（安部 重助君） 日程第8、第54号議案、神河町光ブロードバンド施設の提供に関する条例制定の件を議題とします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第54号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、神河町光ブロードバンド施設の提供に関する条例制定の件でございます。

神河町超高速ブロードバンド設備設置事業は、現在加入者様宅の宅内引き込み工事の対象となっており、ほぼ計画どおりの進捗となっております。今回の条例制定は、平成



31年4月1日から導入を予定しておりますIRU、いわゆる光ケーブル等の貸し付けによる破棄し得ない使用权の契約によるインターネット事業の民間委託化に向けて、同施設の貸与等について定めるものでございます。なお、条例の施行期日は平成31年4月1日としております。

以上が提案理由並びに内容でございます。

詳細につきましては、情報センター所長から御説明いたしますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（安部 重助君） 詳細説明を求めます。

藤原情報センター所長。

○情報センター所長（藤原 秀洋君） 情報センター、藤原でございます。それでは、第54号議案の詳細説明を申し上げます。

この条例につきましては、今、町長のほうが提案説明で申しましたとおりでございます。御存じのとおり、インターネット事業につきましては、現在宅内引き込み工事を行っております神河町超高速ブロードバンド設備設置事業の施行に関して実施しましたプロポーザルによりまして、施工業者につきましては富士通ネットワークソリューションズ株式会社が、今回整備する光ケーブルを貸し付けし、IRU契約によりインターネット事業を行う会社を株式会社サルードということで決定いたしております。

この条例では、IRU契約で貸し付けを行う設備の提供に必要な事項を定めております。議案のほうをよろしく願います。

まず、第2条でございます。第2条につきましては、提供施設の定義を定めております。別議案で上程いたします神河町ケーブルテレビネットワーク設置条例第5条第5号に定める設置施設と定めております。

第3条につきましては、IRU契約により、第2条に規定する施設を電気通信事業法第2条に規定する電気通信事業者に、その施設の一部、または全部を貸し付けをできることといたしております。

IRUにつきましては、別の用紙で説明資料をつけさせていただいております。そちらのほうをごらんいただきたいと思います。

まず、IRUとは破棄し得ない使用权ということで、町長が申しましたとおりのことでございます。具体的には、関係当事者同士の合意がない限り破棄または終了させることができない長期安定的な使用权のことを申します。

今回のIRUの方式でございますが、当町が今回整備いたします光ファイバーケーブル等を、IRU契約により電気通信役務を行う事業者、このたびは株式会社サルードでございますが、に貸し付けするものでございます。

IRU契約を行うためには、その要件として、次の要件を全て満たしておく必要があります。

要件①としまして、使用权を取得する電気通信事業者の同意なしに契約を破棄できな

いこと。

要件②としまして、使用期間全体にわたる合理的な使用料金の設定がなされていること。

要件③としまして、電気通信回線設備所有者、これは町になりますが、によって、対象物件に第三者の担保権が設定されていないこと。

要件④としまして、使用契約期間について、その使用が安定的であると認められる以下のいずれかの要件を満たしていることということで、アとしまして使用契約期間が10年以上であること、イとしまして、使用契約期間が1年以上であり、かつ契約書等において以下の点が確認されていることとなっております。以下の点と申しますのは、Aとしまして契約の自動更新があること、Bとしまして電気通信事業者の同意がない限り更新を拒否することはできないこととなっております。このたびのIRU契約につきましては、別に御審議いただくケーブルテレビ事業の指定管理の期間に合わせまして、5年での一度の事業の見直しのほうを図るべく今検討いたしております。

では、議案に戻っていただきたいと思っております。

ただいま説明させていただきましたIRU契約等につきましては、第3条第2項によりIRU契約で別に定めることとしております。

第4条、第5条につきましては、免責等に係る事項を定めております。

以上が詳細説明でございます。

なお、この条例の施行日ですが、インターネット事業の委託を行う予定の平成31年4月1日としております。

御審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長（安部 重助君） 提案説明が終わりました。

本議案に対する質疑に入ります。質疑ございますか。

三谷議員。

○議員（2番 三谷 克巳君） 2番、三谷です。1点お尋ねをしたいと思います。第3条の2項の1号、光ブロードバンド施設の貸し出しに係る料金ということで、今の説明でしたら、光ケーブル等を電気通信事業者に貸し出しをするというんですけれども、その金額については契約の中で定めるということに条例上はなっておるんですが、お尋ねしたいのは、この金額の多い少ないによって、これは住民の方が、我々がインターネットを使用する料金に影響が出てくるか出てこないか、その点をお尋ねしたいと思います。

○議長（安部 重助君） 藤原情報センター所長。

○情報センター所長（藤原 秀洋君） 藤原でございます。加入者の皆様方から一番、どういったらいいんですか、関心のあるところだとは思いますが、ブロードバンドの今回の事業を行うに当たりまして、プロポーザルを行った中で、株式会社サルードにつきましては、現状の金額を維持するという部分での提案をしております。その部分を尊重しまして、新たに今度契約をうたうのですが、その中には現状の料金を維持するべ

きという部分の条文を含めた上での契約をすることといたしておりますので、5年間の部分については利用料金等の変化はないものと思っております。以上です。

○議長（安部 重助君） ほかにございますか。ほかよろしいですか。

〔質疑なし〕

○議長（安部 重助君） ほか、質疑がないようでございます。質疑を終結します。

これより討論に入ります。

反対討論ございませんか。

〔反対討論なし〕

○議長（安部 重助君） 賛成討論ございませんか。

〔賛成討論なし〕

○議長（安部 重助君） 討論ないようでございます。討論を終結します。

これより第54号議案を採決します。本案については、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（安部 重助君） 起立全員であります。よって、第54号議案は、原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第9 第55号議案

○議長（安部 重助君） 日程第9、第55号議案、神河町ケーブルテレビネットワーク設置条例の一部を改正する条例制定の件を議題とします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第55号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、神河町ケーブルテレビネットワーク設置条例の一部を改正する条例制定の件でございます。今回の条例改正は、平成31年4月1日から導入を予定しておりますケーブルテレビ事業の指定管理制度の導入と、IRU制度を活用した電気通信事業者に対する神河町光ブロードバンド施設の提供に関する業務提供に向けての条文整備及び督促手数料にかわっての遅延損害金の導入のほか、字句等の訂正等を行うものでございます。なお、条例の施行期日は、遅延損害金の導入につきましては平成30年4月1日、指定管理関係、IRU制度を活用した電気通信事業者に対する神河町光ブロードバンド施設の提供に関する業務提供、その他字句の訂正につきましては平成31年4月1日としております。

以上が提案理由並びに内容でございます。

詳細につきましては、情報センター所長から御説明いたしますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（安部 重助君） 詳細説明を求めます。

藤原情報センター所長。

○情報センター所長（藤原 秀洋君） 情報センター、藤原でございます。それでは、第55号議案の詳細説明をさせていただきます。

今回の条例改正につきましては、先ほど町長の提案にもありましたように、平成31年からの導入を予定しておりますケーブルテレビ事業の指定管理制度の導入と、先ほど申しましたIRU契約を活用した光ブロードバンド施設の提供に関する業務提供に向けての条文整理及び督促手数料にかわりまして遅延延滞金の導入を行う部分の改正ほか、字句の訂正でございます。

まず、新旧対照表のほうをよろしく願います。新旧対照表で、第5条につきましては、用語の整備と現在の施設、神河町ケーブルテレビネットワーク条例の中では、テレビ施設と、それから通信用施設、一本にしておりますが、それをテレビの放送を行う施設、第5条第1項第4号と、通信事業を行う施設ということで第5条第1項第5号に分けております。第6条につきましては、用語の整備とIRU制度を活用し、光ブロードバンド施設を電気通信事業者に提供できることとしております。先に御審議いただいた54号議案でその内容を規定をさせていただいております。

第10条につきましては、条文の整理と用語の追加でございます。

第18条では、督促手数料を遅延損害金に改めております。現条例では、督促手数料の根拠を町税条例の規定を準用しております。この規定につきましては、公債権である町税における督促手数料の規定でございますので、ケーブルテレビ利用料につきましては、現在その滞納整理につきましては私債権の取り扱いで行っておりますので、民法の規定にある遅延損害金の取り扱いに変更するものでございます。遅延損害金の利率につきましては、民法の規定を準用しまして5%とさせていただいております。また、加算すべき遅延損害金の額につきましては最低100円以上ということで、現在の督促手数料の金額に合わせたいと思っております。

第21条、第27条につきましては、用語の整備でございます。

第29条では、指定管理により業務を行う範囲のほうを規定させていただいております。まず、今回、指定管理での事業を行う範囲でございますが、現行のケーブルテレビ事業を大きく4つに分けております。放送設備の管理運営の部分、放送施設の工事、維持管理に係る部分、自主放送の制作と放送に係る部分、それと通信の設備の維持管理と業務の提供に係る部分ということで考えております。まず、放送設備の管理運営でございますが、これにつきましては、加入者の管理、利用料の計算、また再放送同意書等上部機関との業務の調整等を考えております。放送設備の工事、維持管理に係る業務につきましては、一般的な維持管理、添架料、移設工事費、災害復旧工事等を考えております。それと自主放送の制作とその放送に係る部分、最後に通信施設の部分の維持管理とその業務の協力という形で指定管理の業務のほうを考えたいと思っております。また、

現行業務で行っておりますインターネット事業につきましては、先ほどの条例にありますように、IRU契約により民間のほうに委託をしたいと思っております。料金収納の部分につきましては、地方自治法の定めもございますので、今回の指定管理とは切り離して指定管理者に収納の委託のほうを行うことで整理を行いたいと思っております。同様に、土砂災害情報相互通報システムということで、雨量計、水位計の保守等の業務もございしますが、これにつきましても指定管理業務とは切り離して業務委託のほうを考えております。指定管理業務につきましては、29条で読みかえを行う部分をもとに、公募の仕様書等をつくりまして、業者のほうの選定を行いたいと思っております。なお、先ほど申しましたように、利用料収納に係る業務と土砂災害相互情報通報システム等につきましては、業務仕様書を別に作成しまして指定管理者のほうからその内容等の提案をいただき、内容を決定したいと思っております。

この条例の施行期日につきましては、遅延損害金の部分につきましては年度の区切りもございしますので、平成30年4月1日からの適用といたしまして、あとの用語の修正、指定管理の部分、光ブロードバンドの貸し付けの部分につきましては、平成31年4月1日を予定させていただいております。

以上が詳細説明でございます。御審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（安部 重助君） 提案説明は終わりました。

本議案に対する質疑に入ります。

澤田議員。

○議員（3番 澤田 俊一君） 3番、澤田です。各条文の改正等については、今の説明で理解を得たんですけども、附則のこの条例の施行の期日なんですけど、第30条の指定管理の指定の手続というのが、来年の4月1日を待たずして始まっていくことではないかなと思うんです。ですから、この附則の施行日について、これで整合性がとれてるのか、総務のほうの法制事務の担当として、30条についてこの施行日でよろしいんでしょうか。確認をお願いしたいと思います。

○議長（安部 重助君） 藤原情報センター所長。

○情報センター所長（藤原 秀洋君） 申しわけございません。情報センター藤原でございます。先ほどの澤田議員さんからの御質問の分なんですけど、第55号議案のほうをごらんいただいて、一番最後、3ページ目になるんですけど、そこに準備行為という形で、指定管理の規定に関する手続、その他この条例を施行するために必要な準備行為については、この条例の施行前についても行うことができるという形で規定させていただいておりますので、その部分でクリアできるかと考えております。以上です。

○議長（安部 重助君） 澤田議員。

○議員（3番 澤田 俊一君） 済みません。準備行為の部分を見落としておりましたけれども、文書法制事務の担当課としては、今の情報センター所長の説明でいいということでしょうか。

○議長（安部 重助君） 日和総務課長。

○総務課長（日和 哲朗君） 総務課、日和でございます。先ほど、情報センター所長が答えましたとおり、法的には問題ないというふうに理解をしております。以上です。

○議長（安部 重助君） ほかにございますか。

三谷議員。

○議員（2番 三谷 克巳君） 2番、三谷でございます。2点についてお尋ねをしたいと思います。

まず1点目は、第5条の3号の幹線ケーブルという定義の分です。この中に、同軸ケーブルという言葉が残っておりますので、我々は今回の高速の中で、全てが光ケーブルにかわるのかなと思うとったんですが、この同軸ケーブルが残りそうなので、テレビの関係なのかもしれませんが、この同軸ケーブルというのは何のことなのか、1点教えていただきたいと思います。

それから、もう1点は、先ほどの遅延損害金の関係ですが、この施行日が30年4月1日ということできかのぼって適用されると思うんですが、ケーブルテレビについても延滞金が100万近くあったと思うんです。これに対する5%分についての考え方はどのようにされてるか、それをお尋ねしたいと思います。

○議長（安部 重助君） 藤原情報センター所長。

○情報センター所長（藤原 秀洋君） 情報センター、藤原でございます。同軸ケーブルの部分でございますが、一部テレビの中で残る部分がございますので、その部分を残しております。最終的には来年の中ごろにはなくなるものとは思っておりますが、一部残ってまいりますので、御理解のほうよろしくお願ひしたいと思います。

それと、遅延損害金の部分なんですが、議員御指摘のとおり、この4月1日からの適用ということで、それ以前につきましては、今の督促手数料の部分の請求をしておりますので、その部分を徴収のほうをさせていただいて、今回の遅延損害金に係る部分につきましては、平成30年の滞納の部分からの対応ということで考えたいと思っております。以上です。

○議長（安部 重助君） 三谷議員。

○議員（2番 三谷 克巳君） 2番、三谷でございます。先ほどの説明では、督促手数料は公債権ですよという話でしたんで、ところがケーブルテレビは私債権ですから、督促手数料が適当でないという話の中で、一つは条文改正しますという話がありましたんですけど、でするので、その論法からいいますと、確かに滞納金であろうと私債権に対して督促手数料とるのが問題ないかという部分の話になってこようかと思っておりますんで、それと、まずその部分について考え方を願ひしたいと思います。

○議長（安部 重助君） 藤原情報センター所長。

○情報センター所長（藤原 秀洋君） 情報センター、藤原でございます。確かに三谷議員さんの考え方も一つございます。それとは別に、ケーブルテレビに入っていたか際

に、約款といたしますか、契約書を交わしております。その中に督促手数料をとるという形の約款での契約をいたしておりますので、30年の3月31日までの加入者の方につきましては、その部分の約款がございますので、100円の督促手数料という形で対応したいと考えております。30年の4月1日以降につきましては、きょう議決いただければ約款のほうを早急に変更しまして、4月1日以降の契約についてはその新しい約款のほうでの対応といたしたいと考えております。以上です。

○議長（安部 重助君） ほかにございますか。よろしいですか。

〔質疑なし〕

○議長（安部 重助君） ほか、質疑がないようでございます。質疑を終結します。

これより討論に入ります。

反対討論ございませんか。

〔反対討論なし〕

○議長（安部 重助君） 賛成討論ございませんか。

〔賛成討論なし〕

○議長（安部 重助君） 討論ないようでございます。討論を終結します。

これより第55号議案を採決します。本案については、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（安部 重助君） 起立全員であります。よって、第55号議案は、原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第10 第56号議案

○議長（安部 重助君） 日程第10、第56号議案、神河町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定の件を議題とします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第56号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、神河町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定の件でございます。改正の理由は、本年5月18日に行われました神河町国民健康保険運営協議会において審議され、答申を受けたことに伴い、神河町国民健康保険税条例の一部を改正するものでございます。

以上が提案理由並びに内容でございます。

なお、詳細につきましては、税務課長から御説明いたしますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（安部 重助君） 詳細説明を求めます。

和田税務課長。

○税務課長兼滞納整理特命参事（和田 正治君） 税務課、和田でございます。それでは、第56号議案の説明をさせていただきますので、新旧対照表をお開きください。

現在、神河町におけます国民健康保険の状況といたしまして、平成27年度より医療費の増加傾向が見られ、平成27年度に続き平成29年度におきましても、1人当たりの給付費が過去最高額となり、今後における医療費の動向について注視していくとともに、今後に向けた税負担の増額の必要性を検討してきたところでございます。しかし、平成30年度の国民健康保険特別会計におけます歳入歳出につきましては、広域化によります当町における負担割合が今年度においては低いことから、現行税率による試算を行いましたところ歳入過多となる結果となり、その試算において後期高齢者支援金分においては不足となりますが、介護納付金分においては歳入過多が生じる結果となりました。

また、広域化に向けて3方式への移行を図るため、資産割につきましては年度ごとに税率の削減を行ってきたところでございますが、近隣市町におきましては、本年度から廃止の予定をされており、当町においても廃止の方向で検討を行ってまいりました。これらのことを踏まえ、先般5月18日に行われました国民健康保険運営協議会において諮問を行い、御協議いただき答申を得ました内容により、このたび条例の一部の改正を行うものでございます。

内容といたしましては、1点目に、全体のバランスをとるため、応益割と応能割を50対50に修正をいたします。2点目に、資産割を廃止し、所得割のみで応能割を50といたします。3点目に、後期高齢者支援金分におけます歳入不足と、介護納付金分におけます歳入過多の解消を行うとの内容でございます。

それでは、改正内容につきまして御説明いたします。新旧対照表、1ページでございます。まず、第2条につきましては、基礎課税分、後期高齢者支援金分、介護納付金分、それぞれにおけます算定方式を3方式とするため、資産割額の文言を削除させていただいております。次に、第3条から、2ページ、第5条の2までは、基礎課税分、いわゆる医療分でございますが、の改正内容でございます。2ページ下ほど第6条から3ページ、上ほどの第7条の3までが後期高齢者支援金分の改正内容、同ページの第8条から第9条の3までが、介護納付金分の改正内容でございます。

この改正内容を添付資料1に表としてまとめておりますので、ごらんをお願いいたします。平成30年度におけます神河町国民健康保険税の税率改正ですが、先ほども申し上げました応能割の現行44対6を50対0に設定をいたします。所得割のみで50に持っていくわけでございます。

次に、税率でございます。まず、医療分でございます。所得割につきましては、現行5.65%を改正税率6.44%に、資産割につきましては、現行14.30を0%に、均等割につきましては、現行2万3,500円を改正2万1,900円に、平等割につきましては



は、現行1万7,000円を改正1万6,500円に改正するものでございます。それぞれ特定世帯、特定継続世帯につきましては、2分の1、4分の1の軽減がかかります。

次に、後期高齢支援分でございます。まず、所得割につきましては、現行2.43%を改正2.90%に、資産割につきましては、現行5.50を改正ゼロ%に、なしでございます。均等割につきましては、現行9,700円をそのまま9,700円でございます。平等割につきましては、現行7,000円を改正7,300円に。

次に、介護分でございます。所得割につきましては、現行2.59%を改正2.39%に、資産割、現行12%を改正によりましてゼロでございます。均等割につきましては、現行1万2,500円を改正9,300円に、平等割につきましては、現行6,500円を改正4,700円に改正をしようとするものでございます。

次に、新旧対照表3ページの下ほどをお願いいたします。第21条国民健康保険税の減額についてでございます。このたびの税率改正に伴い軽減される額の改正でございます。3ページ下ほど、第1号につきましては7割軽減の額を、4ページ下ほど、第2号につきましては5割軽減の額を、5ページ、第3号につきましては2割軽減の額を、それぞれ改正をしております。この改正内容につきましては、添付資料2に表としてまとめておりますので御確認いただければと思います。

最後に、新旧対照表6ページでございます。第25条につきましては、第2条改正に伴い資産割額を削除したものでございます。

なお、この条例は、公布の日から施行し、改正後の規定につきましては平成30年度以後の年度分に適用をいたします。

以上第56号議案の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（安部 重助君） 提案説明が終わりました。

本議案に対する質疑に入ります。

吉岡議員。

○議員（5番 吉岡 嘉宏君） 5番、吉岡です。国保税が今回税率改正ということでよくわかったんですけども、よくあるぴんとくる表現、例えばきょうケーブルテレビを見ておられるお客様が、じゃあ一体全体で何%の減だ、あるいは全体で何%の増だというような聞き方をしないと、安くなったのか高くなったのか、もう一つちょっとわからないようなところがありますんで、恐らく減やとは思うんですよ、減やとは思うんですけども、全体で前回の税率と比較して何%の減ですよと、こういうの質問いたします。よろしくをお願いします。

○議長（安部 重助君） 和田税務課長。

○税務課長兼滞納整理特命参事（和田 正治君） 税務課、和田でございます。全体といたしましては、冒頭の説明をさせていただいた中でも申し上げておりますが、全体としては下がるということでございます。しかしながら、資産割額の計算が今回からなくす

ということでございますので、そういった部分では個人あるいは世帯によって少し変わってくる点がございます。全体といたしましては、先ほども申し上げましたように、下がってくるようにはなるんですけども、所得に応じて、資産割をなくして所得割を当然ふやしておりますので、所得割部分でふえてございますので、人別あるいは世帯別で金額が変わってくるというところでございまして、国保加入者につきましては、全体的には所得がそんなに高い世帯が多いわけではございません。全体的には低い所得の加入者が多くございますので、そういった部分では、それほどの負担にはなっていないかなというふうに試算をいたしておるところでございます。国保の運営協議会におきましても、比較表等を提出もさせていただいたところでございますけれども、全体的でいいますと現行税率のままですと、1世帯当たりの調定額が14万8,080円と試算をいたしたところでございます。今回の税率での試算を行いましたところ、1世帯当たり14万3,480円と試算をいたしております。それから、1人当たりにつきましては、現行税率でいきますと8万9,120円で試算をいたしておきまして、現行税率に置きかえますと1人当たり3万6,330円という試算をいたしたところでございます。何%とかといわれますと、少しちょっと計算をしないとだめなんですけれども、いずれにいたしましても大半の世帯、あるいは個人におきまして、今回は下がる傾向にあるということで回答とさせていただきますと思います。

○議長（安部 重助君） 吉岡議員。

○議員（5番 吉岡 嘉宏君） 5番、吉岡です。下がるということでわかったんですけども、例えばインターネットを見てますと、〇〇市〇〇町国保からのお知らせということで、このたびの税率改正はこれこれで、全体で何%の減と、こういうような表現してございますんで、ちょっとどこか調べていただいて、どういった計算方法で全体で何%の増減というようなことを調べていただいて、きょうじゃなくっても結構なんで、住民さんにすれば全体で何%の国保税が安くなったというふうに、うれしいような話になりますんで、そういった表現で個々、個々ではわからないではなくて、神河町国民健康保険として、全体で何%の減というふうに調べていただいて、また教えていただくというところでお願いします。以上です。

○議長（安部 重助君） 和田税務課長。

○税務課長兼滞納整理特命参事（和田 正治君） 税務課、和田でございます。国保税につきましては、7月が当初課税でございまして、毎回課税通知をさせていただき折りにチラシ等も入れさせていただいております。内容につきましては、そちらのチラシのほうでお知らせをさせていただきたいと思っております。さらに、先ほど吉岡議員申されますように、何%安くなりましたよといったような内容の部分も入れさせていただいて、周知をさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（安部 重助君） ほかにございますか。

〔質疑なし〕

○議長（安部 重助君） ほか、ないようでございますので質疑を終結します。

これより討論に入ります。

反対討論ございませんか。

〔反対討論なし〕

○議長（安部 重助君） 賛成討論ございませんか。

〔賛成討論なし〕

○議長（安部 重助君） 討論ないようでございます。討論を終結します。

これより第56号議案を採決します。本案については、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（安部 重助君） 起立全員であります。よって第56号議案は、原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第11 第57号議案

○議長（安部 重助君） 日程第11、第57号議案、兵庫県市町交通災害共済組合格約の一部変更についてを議題とします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第57号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、兵庫県市町交通災害共済組合格約の一部変更についてでございます。兵庫県市町交通災害共済組合は、県下の7市12町で組織され、交通事故による災害を受けた住民またはその遺族に対し、交通災害見舞金等を支払うことを事業としております。近年、交通災害共済への加入者が減少し、直近の約10年において毎年多額の基金取り崩しが避けられない厳しい財政状況となり、今後このまま推移すれば財政的に破綻する見込みであります。また、加入者が減少した理由として、民間保険への移行があり、本共済制度は一定の役割を終えたとの判断から、交通災害共済機関を平成31年度までとし、平成33年度末をもって兵庫県市町交通災害共済組合を解散することが、平成30年2月15日の本組合定例議会において承認を得られました。このことから、同組合の規約の一部を変更する必要性が生じたため、地方自治法第290条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

以上が提案理由並びに内容でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（安部 重助君） 提案説明が終わりました。

本議案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

三谷議員。

○議員（2番 三谷 克巳君） 2番、三谷でございます。1点お尋ねをしたいんですが、

多分これは毎年500円ずつの共済金掛けて、神河町においては集落単位で納めてるような格好の保険制度じゃないかなと思うんですが、まずその考え方でちょっと質問をしたいんですが、確かに500円の掛金でそれなりの共済が支出してもらえるとということで、非常にありがたい保険なんですね。そのことによって組合の基金が減ってきているということになれば、加入してる人間にしてみれば、かなり有効な共済制度だと思うんですが、これが廃止される、民間の保険業が充実されてきたから役目が終わったですよという分があるんですが、実際非常にありがたい保険制度なんで、これについて町独自で考えというのは、非常に無理な話なんですけど、その辺の対策というんですか、何か兵庫県全体で出ているかどうかとか、いろんところでこれにかわるような制度が考えられているかどうか、それだけお尋ねしたいと思います。

○議長（安部 重助君） 高木住民生活課長。

○住民生活課長（高木 浩君） 住民生活課、高木でございます。この制度につきましては、昭和43年に県下66町の構成のもとで始まりました。当初につきましては、モータリゼーションいうんですか、そういった自動車の普及によりまして、交通量もふえたり交通事故もふえたりいたしまして、加入率につきましては一番多いときで全町民の60%ぐらいございました。ですけれども、先ほどの町長の説明でもありましたように、民間保険への移行でありますとか、それから自治会のほうでこの加入の手続、促進的なことをお世話いただいております。そういったことがちょっとなかなか成り立たない地域もふえてきたと。それも大きな要因ですけれども、現在に至りましては、加入率につきましては22.7%、60%が22.7%に落ち込んでるということと、それが一番大きい理由なんですけれども、ということで、一定の役割を終えたという判断で廃止ということになっていくんですけれども、現時点での交通災害共済の中で、これにかわる、また新しい制度につきましては、まだそこまでの話は出ておりません。それから当町にいたしましても、この制度につきましては31年度まで加入ができて、その保険制度を使うことができるということです。来年度いっぱいということがありますので、今後これにかわる、町としてそういう制度の必要性とかそういったことによりまして、今後またそういったことも検討してまいりたいと思います。以上です。

○議長（安部 重助君） ほかにございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（安部 重助君） ほかないようでございますので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

反対討論ございませんか。

〔反対討論なし〕

○議長（安部 重助君） 賛成討論ございませんか。

〔賛成討論なし〕

○議長（安部 重助君） 討論ないようでございます。討論を終結します。

これより第57号議案を採決します。本案については、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（安部 重助君） 起立全員であります。よって第57号議案は、原案のとおり可決されました。

ここで昼食のため暫時休憩をいたします。再開を13時ちょうどいたします。

午前11時56分休憩

午後 1時00分再開

○議長（安部 重助君） 再開します。

それでは、午前中に引き続きまして議案の審議に入っていきます。

日程第12 第58号議案

○議長（安部 重助君） 日程第12、第58号議案、町営住宅柏尾団地建替工事請負契約の件を議題といたします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第58号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、町営住宅柏尾団地建替工事請負契約の件でございます。本件は、木造2階建ての1棟2戸の長屋住宅、延べ5棟を昨年度に取得しました柏尾148番の町有地に建築するもので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

この住宅は、構造材に神河町産木材を使用した間取り3LDKの住宅で、設計住宅性能評価の基準を満たす全戸オール電化による安心・安全な住宅であります。

以上が提案理由並びに内容でございます。

詳細につきましては、ひと・まち・みらい課長から御説明いたしますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（安部 重助君） 詳細説明を求めます。

藤原ひと・まち・みらい課長。

○ひと・まち・みらい課長（藤原登志幸君） ひと・まち・みらい課、藤原でございます。それでは、詳細説明を申し上げます。

最初に1ページをごらんください。工事請負契約に関する附属説明書でございます。

まず、1、入札の状況(1)入札の日時、場所及び工事名でございますが、平成30年6月1日金曜日、午前8時58分から役場3階第3会議室におきまして、町営住宅柏尾団地建替工事の事後審査型条件つき一般競争入札を行いました。次に、応札業者並びに入

札書記載金額でございますが、応札業者は、但南建設株式会社、株式会社神名工務店姫路支店の2社でございました。開札の結果、但南建設株式会社が落札候補者となりました。予定価格は2億6,462万3,000円でございます。落札価格は2億5,900万円であり、請負率は97.9%で、消費税を加算した契約金額は2億7,972万円でございます。本契約の御承認をいただきましたら、今日付で契約する予定でございます。

次に、契約相手方の経歴でございますが、工事出来高と資本金につきましては記載のとおりでございます。

工期の予定は、着手につきましては、議会で議決をいただいた日から本日から、完成は平成31年2月22日の予定でございます。

次のページには、但南建設株式会社の工事経歴書を添付しておりますので、ごらんください。

次の3ページには、工事概要をつけております。工事名は、町営柏尾団地建替工事、場所は神河町柏尾148番の更地で、昨年度に宝寿会から取得した用地でございます。

内容は、現在の柏尾団地が築32年となることから建てかえるもので、敷地面積は約3,166.29平米、建築構造は木造2階建て1棟で2戸としておりまして、現在と同じ5棟、計10戸分を整備をいたします。1棟の建築面積は、駐輪場を含めて121.87平米で、1戸当たりの延べ床面積は88.67平米でございます。なお、今回の建築につきましては、はり、桁、柱など構造材は全て町産木材を利用することとしております。特にこれまで住宅建築では、はり、桁は米松を使用してまいりましたけれども、兵庫県の森林林業技術センターで開発されました但馬テイポスという特殊な加工技術を採用し、仕口強度を確保することで、町産杉材の使用が可能となっております。次に、外部仕上げでございますが、屋根は日本瓦のいぶし瓦ぶきとしており、外壁についても瓦ぶきに合わせた色彩の窯業系サイディング張りとしております。外部建具は複層ガラスで、断熱効果のあるものです。内部の仕上げには、1階にリビング、ダイニング、キッチンと居室が1部屋、2階は2部屋で居室は全て洋室とし、床は複合フローリング張りで、壁と天井には石こうボードの上にビニールクロス張り、洗面所と便所の床にはビニール床シート張りとしたしております。設備としましては、利便性、安全性を考慮し、オール電化対応としており、2口のIHこんろ、電気給湯器、これは370リットルを標準装備しております。その他、ユニットバスと幅60センチの洗面化粧台の装備となっております。外構工事につきましては記載のとおりでございます。

今後の予定としましては、完成を来年の2月22日を予定しておりまして、来年3月から入居者に移転をしていただいて、4月には新しい住宅で居住が開始できるように進めてまいります。

次に、図面の関係でございますが、4の1ページ、右下に番号を振っておりますが、4の1ページは位置図で、次の4ページをごらんください。これは外構計画平面図でございます。左の道路が県道加美穴粟線でございます、こちらが柏尾団地の敷地内への

出入り口として、約10メートルの幅員を確保し、そこから敷地内の側溝部も含めまして、幅6メートルの敷地内道路を整備をいたします。木造2階建て1棟2戸の住宅を5棟建設いたします。なお、住宅は図面下西側の工場による日陰を考慮をいたしまして、敷地東側に配置し、全て日当たりのよい南向けに建設いたします。図面下、敷地西側の里道に面しまして、周囲をフェンスで囲んだ113平米の公園を整備をいたします。また、駐車場は、薄い緑色に着色しておりますが、1戸につき2台と来客用として9台分、あわせて29区画分の緑化パーキングを整備をいたします。図面下側の敷地内道路の西側に整備します来客用駐車場につきましては、擁壁からの転落防止のためにスチール製の車どめを設置する予定といたしております。そのほか、図面左下の角のあたりに、箱形のごみステーションを設置し、敷地周辺には転落防止のためのフェンス、その内側には側溝を設けます。住宅と住宅の間の通路部分、オレンジ色のところですが、透水性のインターロッキングとしており、図面上の住宅東側には1棟につき1カ所の駐輪場を設けております。なお、敷地内の建物、道路等に降った雨水については、全て敷地内道路の側溝から図面左側の県道側の水路に排水する計画としておりますが、敷地外への雨水排水の影響を考慮しまして、敷地の東側から南側の余り地部分に芝張りを植栽することで透水性インターロッキングの通路、緑化パーキングとあわせて敷地内の雨水はできる限り地下に浸透させていくように計画をいたしております。上下水道は、図面下側の里道を通っておりますので、そこからつなぎ込む計画としておりまして、ケーブルテレビにつきましては、図面上、東側に2本、関西電力により電柱を立てていただいておりますので、それを利用し引き込みをいたします。

次に、5ページをごらんください。1階の平面図をつけております。中央部分で左右各1戸となっており、約10平米の洋室1部屋にクローゼット、約19平米のリビング・ダイニングキッチン、そのほか脱衣室、ユニットバス、トイレ、物入れとなります。玄関以外の出入り口として、キッチンの横に勝手口を設けておりまして、駐車場側となります左側の勝手口はブラインドフェンスを設けております。また、建物の中心部、北側に、屋外からの出入りとなりますが、それぞれ倉庫を設けております。外構工事となりますが、玄関入り口へのアプローチとして、車椅子や乳母車の利用可能な共有スロープ、南側には物干しスペースも兼ねた中庭を設けておりまして、周辺はブラインドフェンスで囲んでおります。なお、玄関から室内まで2センチほどのほぼ段差がない状態で、車椅子を使用される方、小さなお子さんでも問題なく入室できる構造で、玄関も含めて室内の扉は物入れ以外、全て引き戸といたしております。

次の6ページをごらんください。2階の部分の平面図となります。約9平米の洋室2部屋に、それぞれクローゼットがついております。また、中央寄りの洋室にはバルコニーがございます。なお、内装につきましては概要書で説明いたしましたが、設備の中にはエアコンは入っておりませんので、入居者に購入、設置していただくこととなります。

7ページをごらんください。建物の立面図でございまして、図面左上から西側、その

隣が南側、図面左下が東側、隣が北側の状況となります。北側の立面図では、先ほど5ページでも御説明をいたしました、屋外からの利用となりますが物入れがございまして、中央には仕切りの腰壁を設けております。

次の8ページをごらんください。この図面は、内部を縦に割った立面図でありまして、外壁及び2階天井には下地の石こうボードの上に15.5センチのグラスウールを敷き詰め、1階床下には5.5センチの発泡ポリスチレンフォームの上に1.2センチの構造用合板、2階床は2.4センチの構造用合板に複合フローリングを張りつけております。

工事の概要は以上のとおりでございまして、建築工事が工期内に完了するように、工事の管理をすることは当然のことながら、建築後の入居者の移転がスムーズに行くように、住民生活課と協議しながら進めてまいります。

家賃につきましては、住宅が新築となりますので、現在の家賃と比較して料金がアップすることになりますが、それにつきましては現柏尾団地の入居者には事前にお伝えをしておるところでございます。なお、入居者につきましては、これまで同様に柏尾区のおつき合いをしていただく予定でありまして、地元説明会でも説明をいたしておるところでございます。

以上で、詳細説明を終わらせていただきます。御審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長（安部 重助君） 提案説明が終わりました。

本議案に対する質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。

栗原議員。

○議員（10番 栗原 廣哉君） 10番、栗原です。この敷地は結構広いんですが、なぜ二戸一の建物を5つつくっとるんですか。教えてもらえませんか。

○議長（安部 重助君） 藤原ひと・まち・みらい課長。

○ひと・まち・みらい課長（藤原登志幸君） ひと・まち・みらい課、藤原でございます。二戸一にいたしました理由ということでございますが、いろんな建て方がございます中で、建築確認等々も含めて法的な制約の部分がハードルが低いという部分がこういった二戸一の長屋建てといったようなところがございましたので、そういったところも考慮をしながら、この二戸一の形ということでつくらせていただいたというところでございます。

○議長（安部 重助君） 栗原議員。

○議員（10番 栗原 廣哉君） 入居される方のプライバシー等を考えれば、今からの世代であれば、やはりこんだけの敷地があるのであれば、一戸建てのほうがよかったってというような話はなかったんですか。

○議長（安部 重助君） 藤原ひと・まち・みらい課長。

○ひと・まち・みらい課長（藤原登志幸君） ひと・まち・みらい課、藤原でございます。議論の中では、一戸建てというよりも二戸建てということで当初から進んできたという



ところでございます。先ほどの説明の中でも少し加えさせていただいたところでございますが、一戸建てにいたしますと、やはりそれなりに隣とのスペースというものが必要になってまいります。この敷地の状況をごらんいただきますと、西側のほうに工場があるということで、日陰の部分も発生をしておりますので、そういった部分も含めて東側のほうに集中をさせていくということ、そして、二戸一にすることによって、できるだけスペースをつくらないといったような、逆の発想の部分で二戸一という形でございます。以上です。

○議長（安部 重助君） 栗原議員。

○議員（10番 栗原 廣哉君） 10番、栗原です。そうすると、今後また町営住宅をつくる場合、このようにやはり二戸一の建物になるんですか。

○議長（安部 重助君） 藤原ひと・まち・みらい課長。

○ひと・まち・みらい課長（藤原登志幸君） ひと・まち・みらい課、藤原でございます。今後は、それぞれ敷地の形状あるいは中の敷地内通路、そういったものをどういうふうレイアウトするかといったようなところも含めて、総合的な判断の中での最終決定になるかとは思います。以上でございます。

○議長（安部 重助君） ほかにございますか。

松山議員。

○議員（7番 松山 陽子君） 7番、松山です。今現在、図面もを見せていただいたんですけども、隣の工場との間の道路、その幅が多分車が一台ぎりぎり通るか通らないかというふうな狭さであろうかと思うんですが、土地の整備からすると、そこまでの配慮はちょっとできかねるかどうかわからないんですが、もう少しその道幅を広げるとかという検討はあったのでしょうかなかったのでしょうか。

○議長（安部 重助君） 藤原ひと・まち・みらい課長。

○ひと・まち・みらい課長（藤原登志幸君） ひと・まち・みらい課、藤原でございます。今、松山議員のお話にありましたように、この里道自体が車一台本当に通れるか通れないかといったようなところで、地元のほうからもできればこの際、広げていただけないかといったような御要望もいただいたところなんですけれども、私どものほうでこの擁壁を確認をいたしましたところ、擁壁自体はこの部分については問題なく使えるといったようなことがございました。これを全て撤去をして道を広げるという形になりますと、相当な経費がかかってまいるということもございましたので、最終的にはここを広げるというのは現時点では難しいという部分、そしてまた、地元との協議の中では、この県道から入っていった奥のほうで、何か今後村としての思いといいますか、計画みたいなのはございますかということもお尋ねをしたんですが、その部分については今のところは特にないといったようなこともお聞かせをさせていただいた部分がございますので、総合的な判断の中で現状でお願いをしたというところでございます。以上です。

○議長（安部 重助君） ほかにございますか。

藤森議員。

○議員（8番 藤森 正晴君） 8番、藤森です。入札者、但南建設さんですが、地元の同業者的な扱いは従来はあったんですが、今回は単独という扱いでいいんですか。地元業者の応援とか、そういうのは過去にもあったんですけど、今回はそれはなされないということでもいいんですか。

○議長（安部 重助君） 藤原ひと・まち・みらい課長。

○ひと・まち・みらい課長（藤原登志幸君） ひと・まち・みらい課、藤原でございます。地元の関係につきましては、25%を地元業者を使っていたということで、入札公告の中にもうたい込んで対応をしていただいているところでございます。

○議長（安部 重助君） ほかにございますか。

松山議員。

○議員（7番 松山 陽子君） 7番、松山です。細かいことになるんですけども、この建物に使われるサッシ等、例えばペアガラスとか二重サッシとか、そういったことはどうなんでしょうか。今なんか町の健康の関係でも、温度差をなくすような生活をとるというふうな講演会もあったように思います。そこらのところの配慮があるのかないのかをお聞かせいただきたいと思います。

○議長（安部 重助君） この質問に関しましては、請負契約のほうなんで、できるだけそっちのほうへ持っていきたいと思っておりますので、先に答えてください。

藤原ひと・まち・みらい課長。

○ひと・まち・みらい課長（藤原登志幸君） ひと・まち・みらい課、藤原でございます。御質問の部分につきましては、資料の3ページのところで、工事概要をつけさせていただいております。その中の中段付近に外部建具ということで、複層ガラスという記載をいたしております。この複層ガラスにつきましては、Low-Eの複層ガラスということで、金属膜を入れたようなもので、見た目には余りわからないんですけども、非常に断熱効果のある複層ガラスということで、一般的にはよくペアガラスといったような表現もされますけれども、そういったものを使用する予定で、断熱効果の高いものというふうに考えております。以上です。

○議長（安部 重助君） ほかにございますか。

廣納議員。

○議員（1番 廣納 良幸君） 前もお聞きしたんですけども、前の入居者が優先的に入れる措置があるというような感じをお聞きしたんですが、いわゆる所得によって違ってくる人もおられるかもわかりませんが、今のところはどうか。

○議長（安部 重助君） 高木住民生活課長。

○住民生活課長（高木 浩君） 住民生活課の高木でございます。今の柏尾団地の入居者が優先的に新しい団地に入居できるということで、現在は考えております。以上です。

○議長（安部 重助君） 廣納議員。

○議員（1番 廣納 良幸君） 1番、廣納です。前は12世帯、それが。（発言する者あり）10やったんか、前。10で8あかんかったんか、2つは住まわれへんから。8人はそのまま入れると。2人は募集すると。確認です、お願いします。

○議長（安部 重助君） 高木住民生活課長。

○住民生活課長（高木 浩君） 廣納議員のおっしゃるとおりでございます。

○議長（安部 重助君） ほかにございますか。よろしいですか。

〔質疑なし〕

○議長（安部 重助君） 質疑がないようでございますので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

反対討論ございませんか。

〔反対討論なし〕

○議長（安部 重助君） 賛成討論ございませんか。

〔賛成討論なし〕

○議長（安部 重助君） 討論ないようでございます。討論を終結します。

これより第58号議案を採決します。本案については、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（安部 重助君） 起立全員であります。よって第58号議案は、原案のとおり可決されました。

---

### 日程第13 第59号議案

○議長（安部 重助君） 日程第13、第59号議案、平成30年度神河町一般会計補正予算（第2号）を議題とします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第59号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、平成30年度神河町一般会計補正予算（第2号）でございまして、補正予算（第1号）以降、補正要因が生じたものについて補正するものでございます。補正の主な要因は、4月の人事異動、昇格、共済費掛け率の変更等による人件費及び人件費に絡む特別会計繰出金の補正。企画費では、空き家おかたづけ支援事業補助金の増額、CATV管理運営費では、公共施設の公衆無線LAN、いわゆるWi-Fi環境の整備に係る整備委託料の増額、社会福祉総務費では、集落公園等整備事業補助金の増額、農業振興費では、集落営農組織高度化促進事業、人・農地問題解決推進事業に係る補助金の増額、農地費では、町単独土地改良事業補助金の増額、地籍調査費では、県委託金の追加配分等による事業費の増額、商工振興費では、旧又右衛門の空き店舗の整備に係る地

域経済循環創造交付金の増額、観光振興費では、観光協会の所長の人件費、駐車場の賃貸に係る観光協会への補助金の増額、小学校管理費では、越知谷小学校の電話機取りかえの修繕料の増額、社会教育総務費では、文化庁の補助事業、歴史文化基本構想を活用した観光拠点づくり事業の減額内示に伴い関連事業費の補正、保健体育総務費では、ワールドマスターズゲームズ2021関西オリエンテーリング競技の開催に向けての準備活動経費の補正、今回の補正における財源調整として、財政調整基金繰入金の増額等でございます。これらによりまして、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,317万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ100億6,557万9,000円とするものでございます。

以上が提案理由並びに内容でございます。

詳細につきまして、総務課財政特命参事から御説明いたしますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（安部 重助君） 詳細説明を求めます。

総務課、児島財政特命参事。

○総務課参事兼財政特命参事（児島 修二君） 総務課、児島でございます。それでは、第59号議案の詳細説明をいたします。

歳入歳出補正予算事項別明細書で説明をさせていただきますので、まず6ページ、歳入をお願いいたします。14款国庫支出金、2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金497万8,000円の増額でございます。これにつきましては、公衆無線LAN環境整備支援事業補助金でございまして、これにつきましては総務省の補助金でございます。公共施設の整備に係るものでございまして、災害発生時におけるWi-Fiを通じた災害情報の発信、それらの部分を整備するために、今回その事業に申請をしておりましたところ、交付決定を受けまして、今回増額補正をするものでございます。補助対象事業費の2分の1相当でございます。

6目、商工費国庫補助金1,383万円の増額でございます。これにつきましては、地域経済循環創造事業交付金でございまして、これも総務省の交付金でございます。寺前駅前の旧又右衛門の閉店後の空き店舗の整備を行うものとして、当事業に申請をしておりました。今回、交付決定を受けたために計上をいたすものでございます。交付対象事業費の3分の2を計上するものでございます。

15款県支出金、2項県補助金、4目農林業費県補助金、1節農業費補助金399万4,000円の増額でございます。まず、地籍調査事業補助金、これにつきましては、町営で行っております補助金でございまして、補助対象事業の入札等を行った結果、減額をいたすもので64万円の減額でございます。集落営農組織高度化促進事業補助金、これにつきましては、このたび県の補助要項の改正がございます。これによりまして133万4,000円を増額するものでございまして、内訳といたしましては、福本のコンバインに係るものが50万円の増額、そして赤田のコンバイン、そして農業用倉庫に係る

ものが83万4,000円の増額でございます。ため池一斉点検補助金30万円の増額につきましては、このたび改めて県の事業採択を受け、計上をいたすものでございます。農業次世代人材投資事業補助金300万円の増額につきましては、これにつきましては、新規就農に係るものでございまして、新たに就農後の経営確立を支援するために助成をいただくということで、2人分で300万円でございます。

3項県委託金、4目農林業費県委託金、農業費委託金1,863万9,000円の増額でございます。これにつきましては、県営事業の地籍調査の委託金でございまして、県からの追加配分によりまして、今回増額をいたすものでございます。これによりまして、合計の委託金の事業費は委託金といたしましては、2億51万8,000円でございます。

7目教育費県委託金、1目教育総務費委託金31万3,000円の増額でございます。これにつきましては、ひょうごがんばりタイム事業委託金というところの中で、ひょうご教育創造プランの中で、さらなる学力向上の推進というところの中で、放課後における補充学習等の推進事業を、今回改めて県の委託事業として実施をするというところで、地域の人材を活用しながら中学3年生の希望者を対象にして、受験勉強に取り組めるよう、それぞれ事業を実施するものでございます。

18款繰入金、2項基金繰入金、6目財政調整基金繰入金3,102万4,000円の増額でございます。これにつきましては、今回の補正の財源調整による繰入金増でございます。これによりまして、平成30年度末の繰り入れの見込みについては、12億9,610万9,000円の見込みでございます。

20款諸収入、5項雑入、2目雑入、8節雑入959万9,000円の減額でございます。これにつきましては、まずコミュニティ助成事業助成金250万円の減額でございまして、これにつきましては、不採択による今回減額をいたすものでございます。歴史文化基本構想を活かした観光拠点推進事業返還金774万9,000円の減額でございます。これにつきましては、文化庁からの補助金につきましては、その補助金の交付につきましては、直接実施団体として神河町歴史文化まちづくり協議会のほうに交付されるというところの中で、その返還金として当初計上しておりましたもので、この部分が減額による内示を受けたというところで減額をいたすものでございます。この減額によりまして、補助金については1,100万7,000円でございます。続きまして、学童保育おやつ代負担金65万円の増額でございます。これにつきましては、今まで現場スタッフが徴収し管理していたものを、一般会計を通して歳入歳出を改めてするというところの中で、少し計上をいたしたところでございます。

続いて、7ページをお願いいたします。3、歳出。この歳出全般にわたりまして人件費につきましては、先ほど町長が申しましたように、人件費の補正をいたしておるところでございます。なお、各科目での給料、職員手当、共済費の個々の説明は省略をさせていただきますけれども、給与費明細書の17ページをお開きください。2、一般職(1)総括の欄の一番下、比較の欄をごらんください。その比較の欄の上段でございます。給与費

の中で給料につきましては7万6,000円の増額、職員手当につきましては392万2,000円の増額、そして共済費につきましては55万円の減額、合わせまして一般会計の職員といたしましては344万8,000円の人件費の増額ということになってございます。

それではもとに戻っていただきまして、8ページをお願いいたします。8ページの部分で、企画費でございます。19節負担金、補助及び交付金50万円の減額でございます。まず、空き家おかたづけ支援事業補助金でございます。これにつきましては、当初予算をしておりましたものが、申し込みが多うございまして、既に補助金ベースで支出ができておる関係で、残り、今からの申請を含めて10軒分を増額補正をいたすもので200万円の増額でございます。続きまして、コミュニティ助成事業助成金250万円の減額につきましては、歳入のところで申しましたように、不採択になったことによる減額でございます。

7目CATV管理運営費、13節委託料1,718万6,000円の増額でございます。これにつきましては、公衆無線LAN環境整備委託料というところで、情報センターのケーブルテレビの局舎に本サーバーを置きながら、公共施設の部分でWi-Fi環境を整えるための整備の委託料でございます。

続いて、9ページをお願いいたします。3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費、19節負担金、補助及び交付金142万8,000円の増額でございます。これにつきましては、集落公園等整備事業補助金でございます。子育て環境の充実を含めまして、集落における憩いの場となる公園、広場の整備等につきまして、改めて2月の区長会で説明をしたところございまして、それを受け、要望があった部分におきまして、本年度実施可能なところについて今回増額計上をいたしたところでございます。区につきましては、加納区、新野区、大河区でございます。

続いて、11ページをお願いいたします。まず3目農業振興費、19節負担金、補助及び交付金433万4,000円でございます。この2つの補助金については、歳入で申しました補助金を受け、それぞれ該当する方々にお支払いをする支出ということで計上をいたすものでございます。

4目農地費、13節委託料84万の減額、これにつきましては、ため池一斉点検委託料というところで、当初13カ所を町で全て点検をする予定にいたしておりましたところ、兵庫県ため池サポートセンターのほうが実施主体となって実施をするという箇所が7カ所出てまいりました関係で、その分の減額でございます。

19節負担金、補助及び交付金50万円の増額でございます。これにつきましては、町単独土地改良事業補助金ということで、大畑区に係るものでございまして、これにつきましては、昨年末の雨等によりまして、県道岩屋生野線沿いの農地の石積みが一部崩壊をいたしているところがございます。その部分におきまして、地元大畑区と所有者と町とで復旧について検討をしてまいりました。その所有者との協議が難航をしております。

したものが、このたび調整が整ったということによりまして、そしてまた、今後の雨、台風等の関係上、県道にも影響が出てくるおそれがあるということから、地元から早急な対応の要望があったということの中から、今回計上をいたすものでございます。

6目地籍調査費、11節需用費42万7,000円、13節委託料1,744万4,000円の増額につきましては、歳入で申しましたとおり、県営事業の県委託金の追加配分による増額でございます。

続いて、12ページをお願いいたします。6款商工費、1項商工費、1目商工振興費、19節負担金、補助及び交付金2,074万5,000円の増額でございます。これにつきましては、先ほど歳入のところで申し上げました地域経済循環創造資金事業交付金ということで、国の3分の2相当を受け入れ、そして町で3分の1を継ぎ足しながら助成をいたすものでございます。この事業につきましては、国のこの2,074万5,000円の補助対象事業費と合わせまして、それ以上の銀行からの融資というところが条件になってございまして、銀行の融資を受けるのが2,074万6,000円を銀行融資を受けまして、合わせて事業費につきましては、4,149万1,000円で事業を行うというものでございます。

続きまして、2目観光振興費、19節負担金、補助及び交付金203万2,000円の増額でございます。これについては、神河町観光協会への補助金の増額でございまして、まず1つ目といたしましては、さらなる観光協会の体制強化を図るということで、観光協会所長として、観光産業の経験あるいは知識を持った方を採用確保していこうということ、そして法人化に向けた取り組みをしていただくというところの中で、人件費の増額をいたしたところが162万5,000円でございます。続きまして、観光交流センターの不足する駐車場をカバーするということで、旧又右衛門駐車場を借りるというところで7月以降、10台分を借りるというところの中の経費について補助をするということで、その部分が40万7,000円でございます。

続きまして、3目大河内高原整備費、負担金、補助及び交付金10万円の増額でございます。これにつきましては、NPO法人ジャパン・フィルムコミッション会費ということで、映画、ドラマ、CMなどの情報収集や誘致活動、それらを優位に進めるというところの中で、今回新たに同コミッションに加入するということで、増額をいたすものでございます。

続いて、13ページをお願いいたします。9款教育費、2項小学校費、1目小学校管理費、11節需用費50万の増額でございます。これにつきましては、修繕料というところで、越知谷小学校の電話機の取りかえに係るものでございます。

続いて、14ページをお願いいたします。2目中学校教育振興費、8節報償費31万3,000円の増額でございます。これにつきましては、講師謝礼というところで、歳入で申し上げました、ひょうごがんばりタイムの実施に伴う地域の人材活用、教員OBを講師としてお願いするもので計上するものでございます。

5項社会教育費、1目社会教育総務費につきましては、まず、19節負担金、補助及び交付金711万5,000円の減額でございます。これにつきましては、先ほど歳入のところで申しました、文化庁からの補助通知によって減額をいたすものでございます。それで、福本堂屋敷の発掘調査の部分が補助対象から外されたというところの中で、7、賃金164万8,000円、8節報償費40万円、9節旅費93万6,000円、合わせて298万4,000円をそれにかわるものとして、最少必要な調査を行う経費として今回その部分を増額をいたすものでございます。11節需用費、65万の増額、食糧費でございます。これにつきましては、先ほど歳入で申しました学童保育クラブのおやつ代の支出の計上でございます。

続いて、15ページをお願いいたします。6項保健体育費、1目保健体育総務費、13節委託料71万1,000円の増額でございます。これにつきましては、WMG、これはワールドマスターズゲームズの略称でございます、その神河町実行委員会の委託料として増額計上するものでございます。実行委員会の開催など、そしてオリエンテーリングの普及を含めた準備活動を行う経費として計上するものでございまして、その中には1,000日前イベントということで、7月28日に予定をいたしておるところでございます、当初役場周辺で計画をいたしておりましたが、このたびグリーンエコー笠形で行うということになってございまして、それらの準備経費の増額でございます。

16ページ以降は、給与費明細書となっておりますので、ごらんをいただきたいと思っております。

以上で詳細説明を終わります。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（安部 重助君） 提案説明が終わりました。

本議案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

澤田議員。

○議員（3番 澤田 俊一君） 3番、澤田です。9款教育費の19節負担金、補助及び交付金のところで、今、財政特命参事のほうから、福本堂屋敷の発掘調査費相当分が減額されて、そのかわりに賃金、報償費、旅費等の増額補正があったということで、この減額分と増額分にはかなりの差が見られるんですけども、実際、調査の規模ですとか、そういったところがどのように変わるのか、当初どのような計画をされていて、今回の補助金の減額によって補正対応でされた分で、どのように規模ですとか、中身が変わってくるのか、その辺のところを教えてくださいと思います。

○議長（安部 重助君） 藤原教育課長。

○教育課長兼センター所長（藤原 美樹君） 教育課、藤原でございます。澤田議員の御質問にお答えさせていただきます。

歴史文化基本構想を生かした観光拠点づくりということで、文化庁から委員会を立ち上げて補助金という形でいただいております。なお、補助金については100%という形で、当初約2,000万円ぐらいの事業計画を持っておりましたが、精査する中で約1,



900万規模の予算を立てまして、今年1月ぐらいに文化庁に内容について申請を行いました。国の補助金等も予算もございますので、最終的には交付決定が1,100万7,000円となりました。そこで、当初計画しておりました内容につきましては、今回一応採択となっておりますのが、旧難波酒造のリノベーションに係るもの、また来週に開催を予定しております歴史ウオークの開催に係る経費を、今回の約1,200万円と、それからまちづくり協議会の運営に係るものと3点に絞っております。当初の1,900万円ぐらいの申請内容につきましては、神河町では歴史文化基本構想をつくりましたので、その集大成としてガイドブックの作成を約300万円、また銀の馬車道が日本遺産に認定されたというところで約170万円ぐらいと、それから発掘調査につきまして約300万円の予算を予定しておりました。それとは別に、その発掘調査に係る実際の掘削部分につきましては、160万円少しあるんですけども、これは当初から補助対象にならないというところを確認できておりますので、別途一般財源で当初から上げさせていただいております。ですので、発掘調査に係る分につきましては、申請が約300万円で、その分が落ちたというところで、今回約300万円を計上させていただいておりますので、内容については計画どおり実施するというところでございます。あと、残りガイドブックとPR動画等全て落とされてしまったんですけども、また100%事業というところもございますので、来年度以降、検討をしてみたいというところがございます。なお、旧難波酒造のリノベーションにつきましては、当初は988万円だったんですけども、少し内容を精査して約70万円ほどプラスして、1,060万円の予定で計画を進めていきたいというところがございます。以上でございます。

○議長（安部 重助君） 澤田議員。

○議員（3番 澤田 俊一君） ただいま説明で、その発掘調査費については補助対象にならなかった分がそのまま今回の補正で上がったというのは理解できました。

次、委員会で付託の審査に、恐らくこの議運の委員長の報告からしますと思えますので、今説明がありました現行の補助金で1,000万近く、内示があった分、その分の内訳といたしますか、それをできればペーパーにさせていただいて提供いただければ助かります。よろしく願いいたします。

○議長（安部 重助君） 藤原教育課長。

○教育課長兼センター所長（藤原 美樹君） 教育課、藤原でございます。御指摘のとおり、次の付託の委員会に御提示させていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（安部 重助君） ほかにございますか。

藤森議員。

○議員（8番 藤森 正晴君） 8番、藤森です。6ページの歳入の件の6目の地域経済循環創造事業交付金、この交付金なんですけど、これはそれぞれこれに該当する事業を申請すれば出る交付金なんですけど、これ、一回こっきりとか、上限があるという形の交付

金なんですか。そこをお聞きします。

○議長（安部 重助君） 藤原ひと・まち・みらい課長。

○ひと・まち・みらい課長（藤原登志幸君） ひと・まち・みらい課、藤原でございます。

この地域経済の交付金制度につきましては、地域資源を生かして地域づくりのために新たに取り組んでいく事業の初期段階の投資費用に対して、金融機関からの借り入れをすることを前提にしながら、国、県が補助をするという制度でございます。したがって、立ち上げの当初の時期での補助の要件ということになっておりますので、このたびの事業でいきますと、一旦いただいたものを、次またもう一度といったような、2度の申請は難しいのではないかなというふうに考えます。以上です。

○議長（安部 重助君） 藤森議員。

○議員（8番 藤森 正晴君） 8番、藤森です。たしかこの交付金は、委員会のときだとは思いますが、まるしいたけの貸し倉庫の件のときに、過疎債をとということなんやけど、過疎債じゃなしにほかに補助ないんかというような質問のときに、野邊参事の答弁やったと思うんですけど、この補助金がとれるということになるからそれを使うという事例が、私記憶しとるんですけど、それにも使えるのか、それとももう今回一回こっきりしたら、もう後は該当しないのかという、そういう形の、どういう感じの交付金か、もうちょっとつかめないところなんですけど。

○議長（安部 重助君） 藤原ひと・まち・みらい課長。

○ひと・まち・みらい課長（藤原登志幸君） ひと・まち・みらい課、藤原でございます。

それぞれ事業が、今、藤森議員が言われたようなまるしいたけ、あるいは今回は空き家店舗の再生事業ということで、全然メニューが違いますので、そういったものについては、先ほど少し申し上げたような要件が整っておるのであれば、この交付金への申請はできるものというふうに考えております。一つの事業に対して2度というのはないと思いますし、1町に単年度に1回といったようなものでもないというふうに理解しております。以上でございます。

○議長（安部 重助君） ほかにございますか。

藤原日順議員。

○議員（11番 藤原 日順君） 11番、藤原でございます。6ページの一番上、総務費の国庫補助金の中で、公衆無線LAN環境整備支援事業補助金ということで、災害情報を発信するという、それを前提として総務省のほうから対象額の2分の1の補助があると。それを受けて、8ページのほうでCATV管理運営費の委託料で、公衆無線LAN環境整備委託料ということで計上されております。この説明の中で、情報センター内にサーバーを置いて、公共施設のほうで公衆無線LANが使えるというような説明だったと思うんですが、具体的にどちらのほうが、公衆無線LANスポットのような形の扱いになるのか、今わかっておれば教えていただきたいというふうに思います。

○議長（安部 重助君） 藤原情報センター所長。

○情報センター所長（藤原 秀洋君） 藤原日順議員さんの御質問のほうにお答えさせていただきます。財政特命参事が申しあげましたように、Wi-Fiの認証システムと無線のコントローラーにつきましては、情報センターのほうに設置をいたします。今現在、想定でアクセスポイントを置くところとポイント数なんですが、まず役場本庁のほうに4ポイント、神崎支庁舎のほうに2ポイント、あとセンター長谷に1ポイント、それと情報センターに1ポイント、神河町の中央公民館のほうに3ポイント、神崎公民館のほうに1ポイントを予定させていただいております。以上です。

○議長（安部 重助君） ほかにございますか。ほか、質疑ございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（安部 重助君） 質疑がないようでございます。質疑を終結いたします。

ここでお諮りいたします。本案については、総務文教常任委員会に審査を付託したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安部 重助君） 御異議ないものと認め、第59号議案は、総務文教常任委員会に審査を付託することに決定しました。

---

#### 日程第14 第60号議案

○議長（安部 重助君） 日程第14、第60号議案、平成30年度神河町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第60号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、平成30年度神河町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）でございまして、当初予算以降、補正要因が生じたものについて補正するものでございます。補正の内容は、4月の職員の人事異動、共済費掛け率の変更により増額補正をするもので、人件費を伴う補正のため、一般会計繰入金を増額補正も行うものでございます。これらによりまして、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ291万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ15億1,194万6,000円とするものでございます。

以上が提案理由並びに内容でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（安部 重助君） 提案説明が終わりました。

本議案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（安部 重助君） 質疑がないようでございますので、質疑を終結いたします。

なお、本議案に対する討論、採決は最終日に行いますので、御了承を願います。

---

日程第15 第61号議案

○議長（安部 重助君） 日程第15、第61号議案、平成30年度神河町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第61号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、平成30年度神河町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）でございまして、当初予算以降、補正要因が生じたものについて補正するものでございます。補正の内容は、4月の職員の人事異動、共済費掛け率の変更により減額補正をするもので、人件費を伴う補正のため、一般会計繰入金の減額補正も行うものでございます。これらによりまして、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ305万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億7,586万2,000円とするものでございます。

以上が提案理由並びに内容でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（安部 重助君） 提案説明が終わりました。

本議案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（安部 重助君） 質疑がないようでございますので、質疑を終結します。

なお、本議案に対する討論、採決は最終日に行いますので、御了承を願います。

---

日程第16 第62号議案

○議長（安部 重助君） 日程第16、第62号議案、平成30年度神河町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第62号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、平成30年度神河町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）でございまして、当初予算以降、補正要因が生じたものについて補正するものでございます。補正の内容は、4月の職員の人事異動、共済費掛け率の変更により増額補正をするもので、人件費を伴う補正のため、一般会計繰入金の増額補正も行うものでございます。これらによりまして、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ233万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ14億1,780万8,000円とするものでございます。

以上が提案理由並びに内容でございます。よろしく御審議をお願いします。

○議長（安部 重助君） 提案説明が終わりました。

本議案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（安部 重助君） 質疑がないようでございます。質疑を終結いたします。

なお、本議案に対する討論、採決は最終日に行いますので、御了承を願います。

---

#### 日程第17 第63号議案

○議長（安部 重助君） 日程第17、第63号議案、平成30年度神河町水道事業会計補正予算（第1号）を議題とします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第63号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、平成30年度神河町水道事業会計補正予算（第1号）でございまして、当初予算以降、補正要因が生じたものについて補正するものでございます。補正の内容は、予算第3条の収益的支出の予定額で、共済費掛け率の変更により総係費を補正するもので、共済組合負担金で5万2,000円を減額し、予備費で5万2,000円を増額いたします。また、予算第4条も同様に共済組合負担金で1万5,000円の減額、次に、予算第8条に定めた議会の議決を経なければ流用することのできない経費、職員給与費を6万7,000円減額し4,791万円といたします。

以上が提案理由並びに内容でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（安部 重助君） 提案説明が終わりました。

本議案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（安部 重助君） 質疑がないようでございます。質疑を終結いたします。

なお、本議案に対する討論、採決は最終日に行いますので、御了承を願います。

---

#### 日程第18 第64号議案

○議長（安部 重助君） 日程第18、第64号議案、平成30年度神河町下水道事業会計補正予算（第1号）を議題といたします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第64号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、平成30年度神河町下水道事業会計補正予算（第1号）でございまして、

当初予算以降、補正要因の生じたものについて補正するものでございます。補正の内容は、予算第3条の収益的支出の予定額で、4月の職員の人事異動、共済費掛け率の変更により総係費を補正するもので、手当、法定福利費等で8,000円を減額し、予備費で8,000円を増額いたします。次に、予算第8条に定めた議会の議決を経なければ流用することのできない経費、職員給与費を8,000円減額し、2,263万8,000円といたします。

以上が提案理由並びに内容でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（安部 重助君） 提案説明が終わりました。

本議案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

三谷議員。

○議員（2番 三谷 克巳君） 2番、三谷でございます。この人件費の補正なんですが、先ほど町長の説明ですと、人事異動とそれから共済費の負担金の率の減ということで補正ということなんですが、ところが、この2ページ、3ページに書いてあります、それぞれ備考欄に書いてあります手当等の種類を見ますと、先ほどの水道会計でしたら共済費は負担金の率が下がったためにマイナスになってますが、これでは下水道はふえてると、ということは当然職員の異動で給料がふえたのかなと思ったら、給料はふえてないと。こういった形の中で、一方は給料に付随しましたところの退手組合の負担金は今回減ってるという状況ですので、実際、どのような状況の異動があったのかということ、1点教えていただきたいと思えます。

○議長（安部 重助君） 中島上下水道課長。

○上下水道課長（中島 康之君） 2ページ、3ページの部分で、手当の部分については通勤手当が、当初予定していました人が、新しい人が距離が変わったという部分で変更してございます。あと法定福利についても率の変更で変わっております。最後に、退手組合の負担金のところなんですけども、大変申しわけなかったんですけども、当初に作成しておりました段階で、実はその時点で修正があったんですけども、それを見落としていたので、今回補正をさせていただいたという部分でございます。以上でございます。

○議長（安部 重助君） ほかにございますか。

三谷議員。

○議員（2番 三谷 克巳君） 2番、三谷でございます。今回、共済負担金は率が下がったんですね。ですので、当然給料が変わらなければ共済費は下がると思うんですが、ところが今回これ給料が6万8,000円ふえてますので、ということは、ここに異動した職員の給料がふえてこなければ、共済費が6万8,000円ふえてこないと思うんですが、その辺がちょっとこの2ページ、3ページの表を見る中では理解できないので質問しとるんですけど、それについてはどうなんでしょうか。

○議長（安部 重助君） 答弁できますか。

暫時休憩いたします。

午後 2 時 1 3 分休憩

---

午後 2 時 2 5 分再開

○議長（安部 重助君） 再開します。

それでは、64号議案、引き続き審議に入ります。先ほどの質問に対しての答弁を行います。

日和総務課長。

○総務課長（日和 哲朗君） 総務課、日和でございます。先ほどの三谷議員のお尋ねでございますけれども、おっしゃるとおり共済費比率の掛け率の変更によりまして、相対的には共済費につきましては減額ということにはなっております。その一方で、個々を見てまいりますと、年齢の高い職員であったり年齢の低い職員であったりとかということがございますけれども、その中で標準報酬月額というものがございます。随時改定というものも行われておりまして、その改定の結果が、このたびの6月の部分に反映をされたという内容もございまして、結果的に申し上げますと、例えば前年度にもらっていた収入総額をかなり上回った職員とかがいることによって、結果的に共済比率がトータルでプラスになったというような結果でございます。少し個々一人一人、そしてまた細かく見ていきますとわかりやすいと思うんですけれども、今、その説明は手元にちょっと資料をお持ちしておりませんので、全体的な表現ということになってしまうんですけれども、御理解をいただきたいというふうに思います。以上です。

○議長（安部 重助君） 三谷議員、よろしいですか。

ほか、質問ございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（安部 重助君） ほかないようでございますので、質疑を終結いたします。

なお、本議案に対する討論、採決は最終日に行いますので、御了承を願います。

---

日程第 1 9 第 6 5 号議案

○議長（安部 重助君） 日程第 1 9、第 6 5 号議案、平成 3 0 年度公立神崎総合病院事業会計補正予算（第 1 号）を議題といたします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第 6 5 号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、平成 3 0 年度公立神崎総合病院事業会計補正予算（第 1 号）でございまして、当初予算以降、補正要因の生じたものについて補正するものでございます。まず、第 3 条予算収益的収入及び支出でございます。収入で、病院事業収益、医業外収益、その他医業外収益におきまして、本年 4 月からスタートしております神崎郡在宅医療・介

護連携支援センターの受託事業収入で、社団法人神崎郡医師会から運営費として900万円を受け入れるものでございます。これは、神崎郡3町が神崎郡医師会と委託契約を結び、各町300万円を医師会に負担し、その事業を医師会の会員であります当院が受け、実施するものでございます。現在、社会福祉士1名を配置し、高齢者が住みなれた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、在宅医療と介護サービスを一体的に提供するために、居宅に関する医療機関と介護サービス事業者などの関係者の連携を推進するものでございます。この運営費につきましては、大半が職員1名の人件費であり、当初予算においてこの職員の人件費は既に予算化しております。よって、支出においては予備費に900万円を増額いたしております。

以上が提案理由並びに内容でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（安部 重助君） 提案説明が終わりました。

本議案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（安部 重助君） 質疑がないようでございます。質疑を終結いたします。

なお、本議案に対する討論、採決は最終日に行いますので、御了承を願います。

---

○議長（安部 重助君） 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

お諮りいたします。委員会に付託した議案審査のため、あすから6月20日まで休会いたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安部 重助君） 御異議ないものと認めます。よって、委員会に付託した議案審査のため、あすから6月20日まで休会と決定しました。

次の本会議は、6月21日午前9時再開いたします。

本日はこれにて散会といたします。どうも御苦労さんでした。

午後2時31分散会

---